

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

雇用者として働く国民年金第1号被保険者の実態

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

1. はじめに

(1)背景と目的

現在、政府が進めている厚生年金の適用拡大の主目的の一つは、雇用者でありながら国民年金第1号被保険者となっている者に、被用者にふさわしい保障を提供することである。

しかしながら、雇用者であるにもかかわらず国民年金第1号被保険者となっている者には、学生アルバイト、自営業主等の妻、離婚・死別後の女性など多様な属性の者が含まれている。また、厚生年金に適用されていない理由についても、労働時間が短い等、本人の就労状況が厚生年金の適用条件を満たしていない場合や、勤務先が厚生年金の適用事業所となっていない場合、更には勤務先が違法に適用を逃れている場合があり、一様ではない。

上記の背景を踏まえ、本分析では、雇用者として働きながら、公的年金の加入状況としては国民年金第1号被保険者となっている者に焦点を当て、本人及びその者が属する世帯の特徴や本人の就労状況等を明らかにする。

(2)集計・分析の方法と使用データ

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成 28 年)の調査票情報を独自に集計した。

第 2 章においては、雇用者として働きながら国民年金第 1 号被保険者となっている者の一般的な特徴を明らかにするために、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者、及び、比較対象として国民年金第 2 号被保険者と雇用者として働く第 3 号被保険者について、雇用者本人の属性、就労状況、その者が属する世帯の経済状況について集計を行っている。

また、第 3 章においては、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の多様性を踏まえ、基本属性(在学の状態、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に集計を行っている。集計項目は第 2 章におけるものと基本的に同様である。

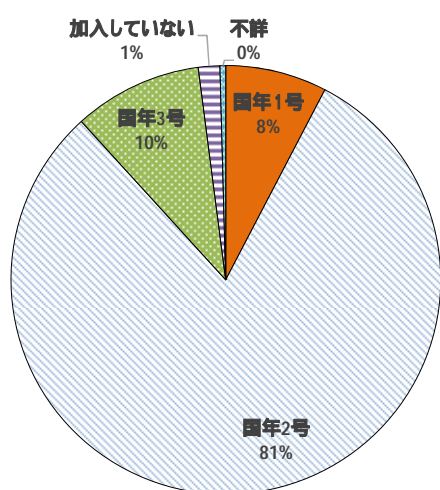
2. 雇用者として働く国民年金第1号被保険者の一般的な特徴

本章では、雇用者として働く国民年金第1号被保険者について、その属性、就業の状況、及び、世帯としての経済状況についての集計結果を示す。その際、比較対象として、国民年金第2号被保険者、雇用者として働く国民年金第3号被保険者についての集計結果を合わせて示す。

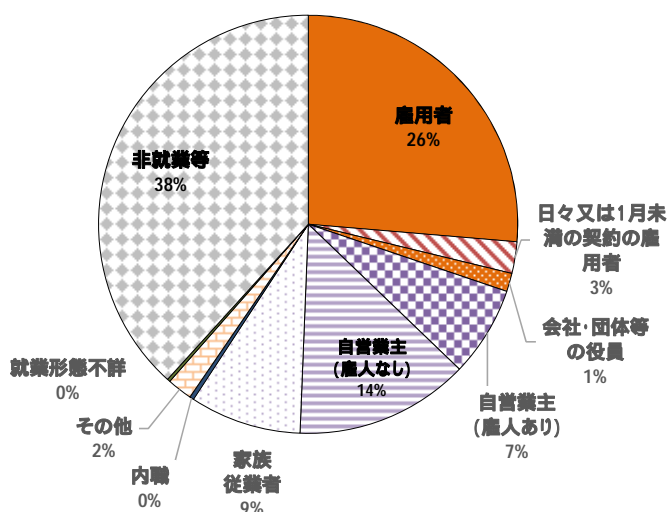
なお、雇用者(20歳以上60歳未満の者に限る。また、日々又は1月未満の契約の者を除く。以下同じ。)のうち、公的年金の加入状況が国民年金第1号被保険者となっている者は1割程度となっている(図表1)。

また、国民年金第1号被保険者(60歳以上の任意加入者は除く、以下同じ)のうち、雇用者として働く者は26%となっており、収入を伴う仕事に従事する者の就業形態としては最も多い(図表2)。

(図表1) 雇用者の公的年金加入状況



(図表2) 国年1号の就業状況



(集計結果)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
雇用者 (日々又は1月未満の契約の者を除く)	2,958,853	31,238,159	3,750,932	626,855	169,725	38,744,524

	雇用者	日々又は1月未満の契約の雇用者	会社・団体等の役員	自営業主(雇人あり)	自営業主(雇人なし)	家族従業者	内職	その他	就業形態不詳	非就業等	合計
国年1号	2,958,853	274,664	159,696	782,914	1,510,061	966,667	37,374	216,923	26,112	4,301,405	11,234,668

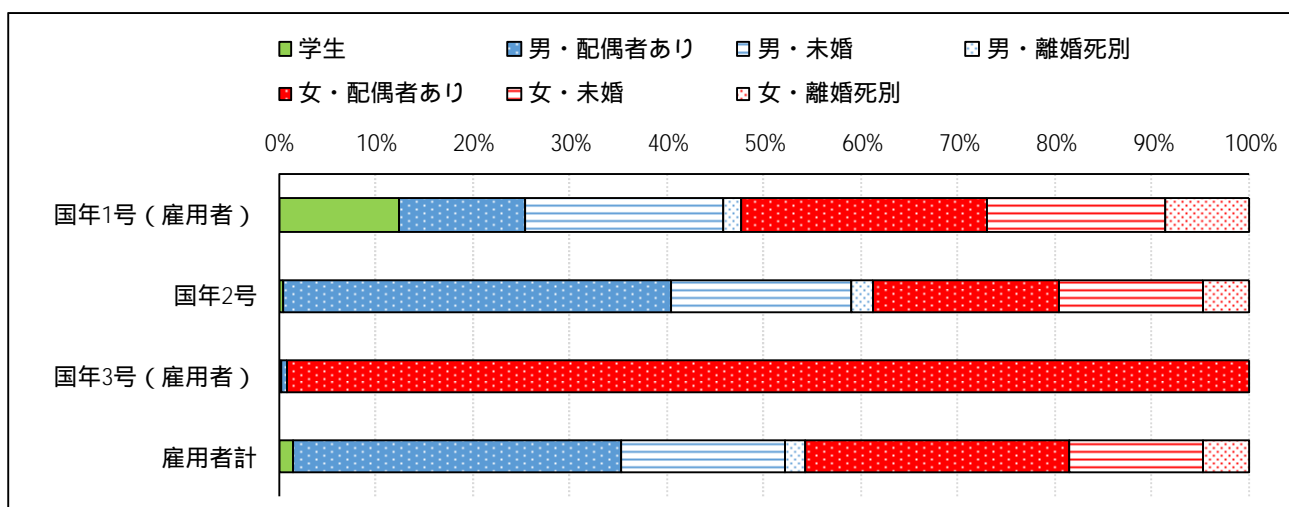
(1) 属性の特徴

基本属性

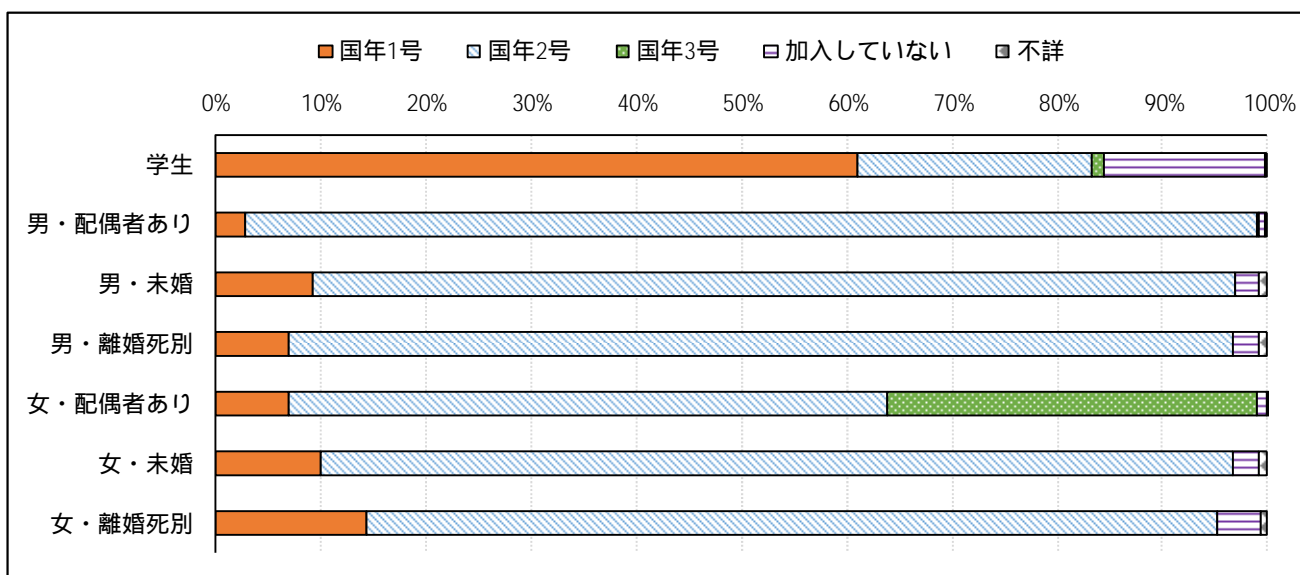
公的年金の加入状況別に、雇用者の在学状況、性別及び配偶者の状況を見ると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には様々な属性の者が含まれていることが分かる。雇用者の多くが加入する国民年金第2号被保険者と比較すると、いわゆる学生アルバイトと想定される「学生」が多い、男女比については女性の比率が高い、男性の中では「未婚」の比率が高い。女性の中では「離婚死別」の比率が高いといった特徴が観察される(図表3-1)。

なお、雇用者の属性別に国民年金第1号被保険者の割合をみると、「学生」で特に多いほか、「女・離婚死別」にも比較的多く含まれる(図表3-2)。

(図表3-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の基本属性



(図表3-2) 基本属性別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

(人)

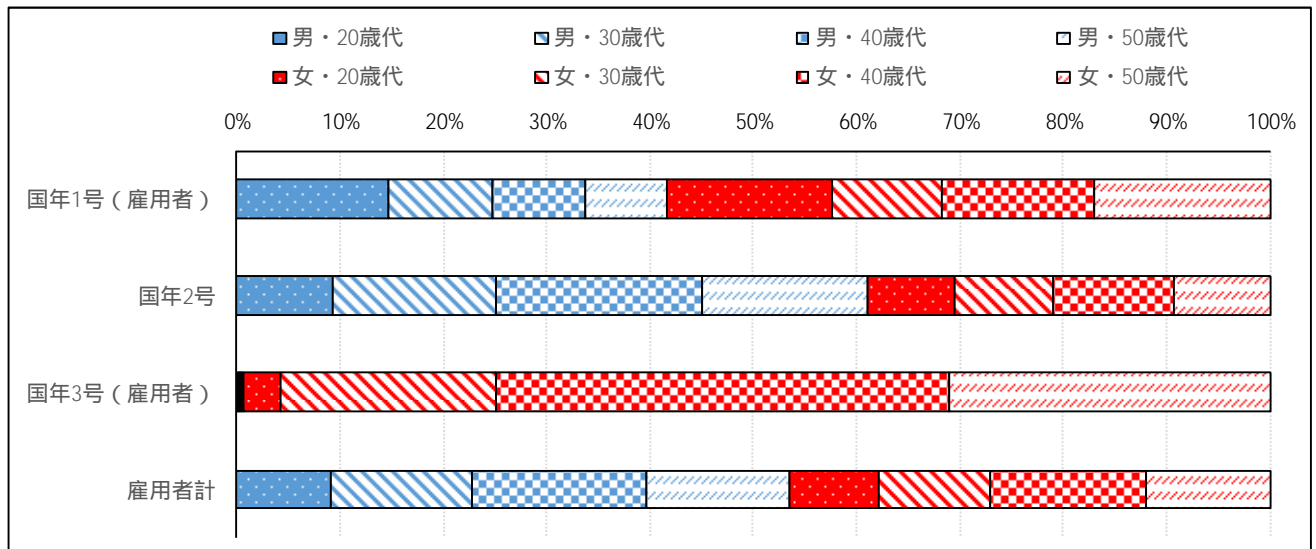
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
学生	371,065	134,594	7,801	92,024	2,027	607,511
男・配偶者あり	378,384	12,538,558	23,808	66,814	36,275	13,043,840
男・未婚	608,193	5,755,581	0	151,428	50,165	6,565,367
男・離婚死別	56,299	721,634	0	20,383	6,341	804,658
女・配偶者あり	747,041	5,993,995	3,719,323	92,443	15,280	10,568,082
女・未婚	539,878	4,636,661	0	130,180	46,793	5,353,512
女・離婚死別	257,993	1,457,136	0	73,582	12,844	1,801,555

性・年齢階級

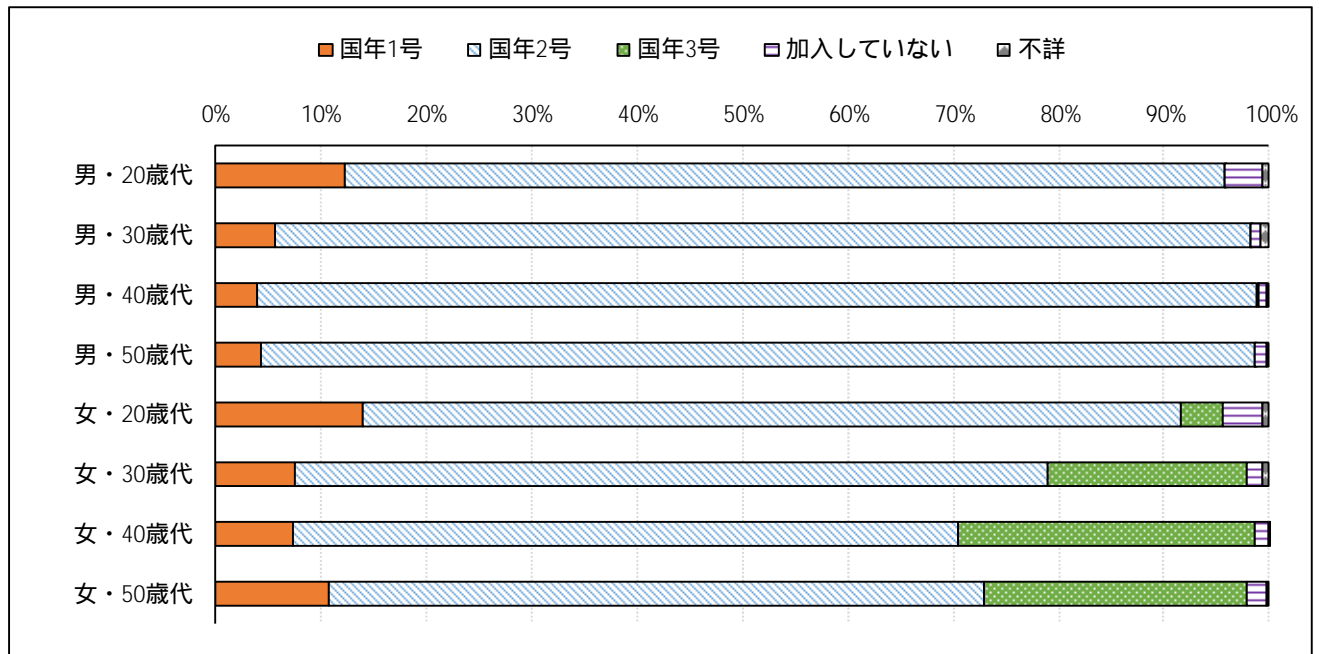
公的年金の加入状況別に、雇用者の性・年齢階級をみると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には、学生が多く含まれること等を反映して、男女とも20歳台の者が多い(図表4-1)。

また、雇用者の性別・年齢階級別に国民年金第1号被保険者の割合をみると、上述の理由により「学生」で特に高いほか、女性についてはより高い年齢階級ほど割合が高まる傾向がある。女性についての類似の傾向は国民年金第3号被保険者にも見られるが、50歳台については、国民年金第1号被保険者の割合のみが高くなっており、これは、より高い年齢階級では夫が自営業である割合が高まることや、女性自身が離婚や死別を経験する割合が高まることの影響しているとみられる(図表4-2)。

(図表 4 - 1) 公的年金の加入状況別 雇用者の性・年齢階級



(図表4 - 2) 性別・年齢階級別 雇用者の公的年金加入状況



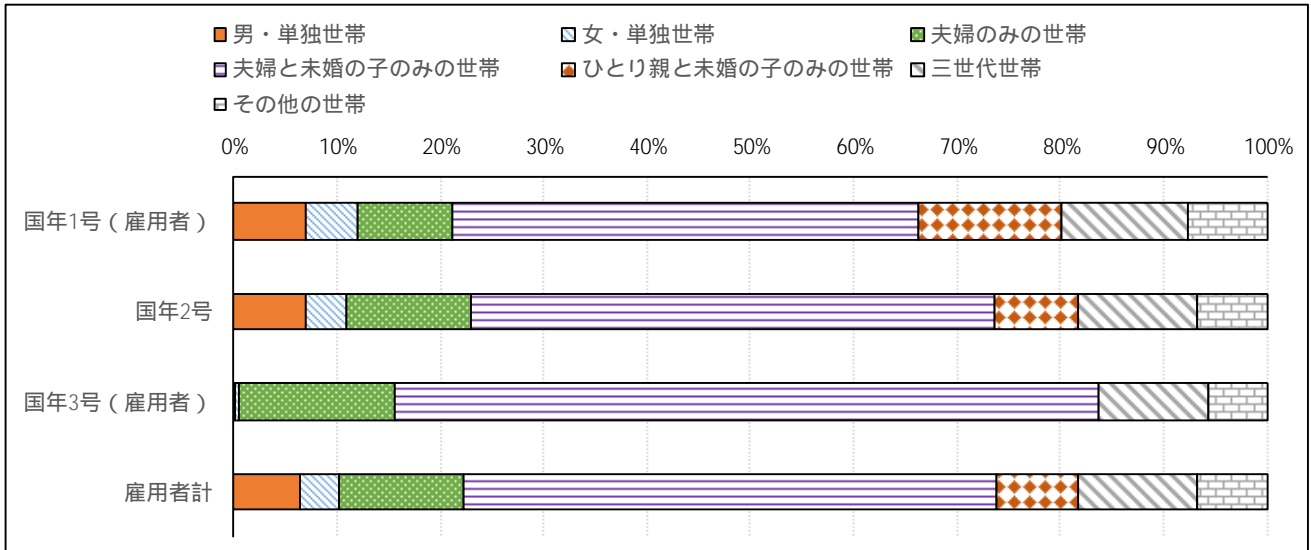
(集計結果)

	(人)					合計
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	
男・20歳代	432,373	2,921,334	4,130	123,499	23,811	3,505,147
男・30歳代	297,621	4,902,197	3,653	51,433	42,617	5,297,521
男・40歳代	266,819	6,253,589	8,806	56,543	12,980	6,598,737
男・50歳代	236,130	5,014,688	7,708	58,499	13,372	5,330,397
女・20歳代	471,480	2,624,989	131,450	125,362	24,425	3,377,707
女・30歳代	317,029	2,959,112	782,719	61,088	29,205	4,149,154
女・40歳代	432,139	3,665,174	1,646,769	67,331	9,284	5,820,696
女・50歳代	505,262	2,897,077	1,165,697	83,100	14,030	4,665,165

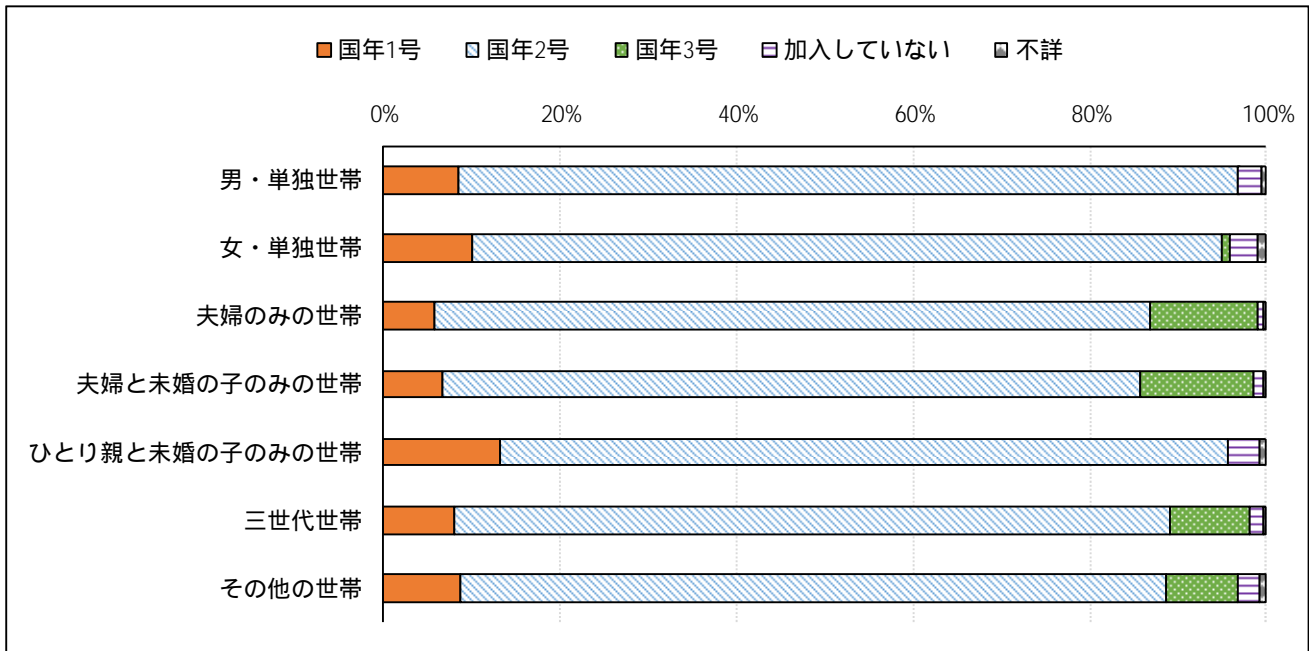
世帯類型

公的年金の加入状況別に、雇用者の世帯類型をみると、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の世帯のうち、45%が「夫婦と未婚のみの世帯」、14%が「ひとり親と未婚の子のみの世帯」となっている。これを国民年金第2号被保険者と比較した場合、「一人親と未婚の子のみの世帯」が多いことが特徴的である(図表5 - 1)。

(図表 5 - 1) 公的年金の加入状況別 雇用者の世帯類型



(図表 5 - 2) 世帯類型別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

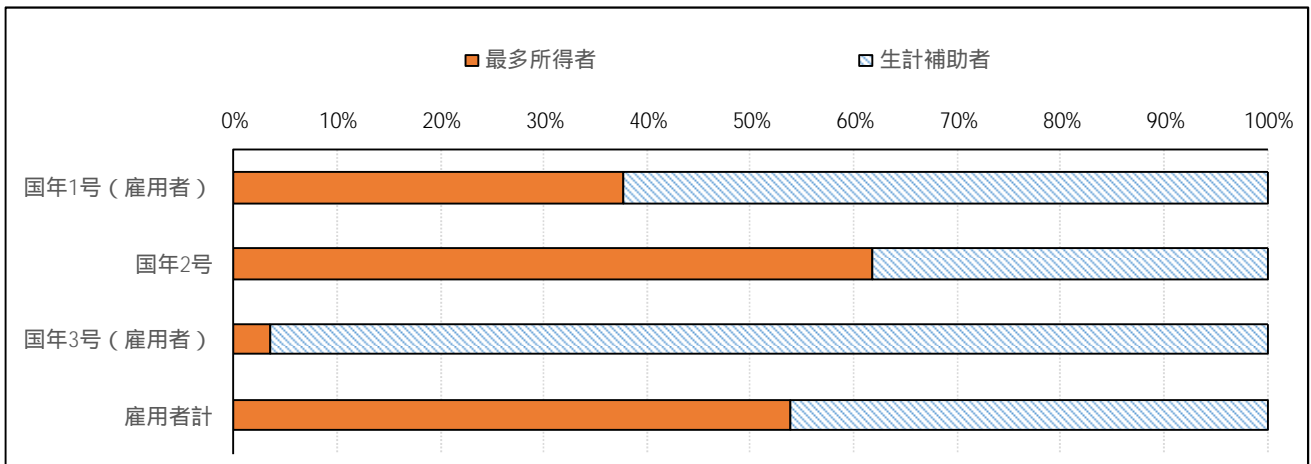
(人)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
男・単独世帯	207,010	2,156,427	927	62,891	15,816	2,443,071
女・単独世帯	148,918	1,260,431	16,083	46,638	13,912	1,485,982
夫婦のみの世帯	270,350	3,762,531	567,450	35,937	11,934	4,648,202
夫婦と未婚の子のみの世帯	1,336,059	15,822,039	2,553,694	237,599	67,950	20,017,342
ひとり親と未婚の子のみの世帯	406,140	2,526,052	0	110,521	26,334	3,069,046
三世帯世帯	362,736	3,602,344	401,924	65,513	15,579	4,448,096
その他の世帯	227,640	2,108,336	210,853	67,756	18,200	2,632,785

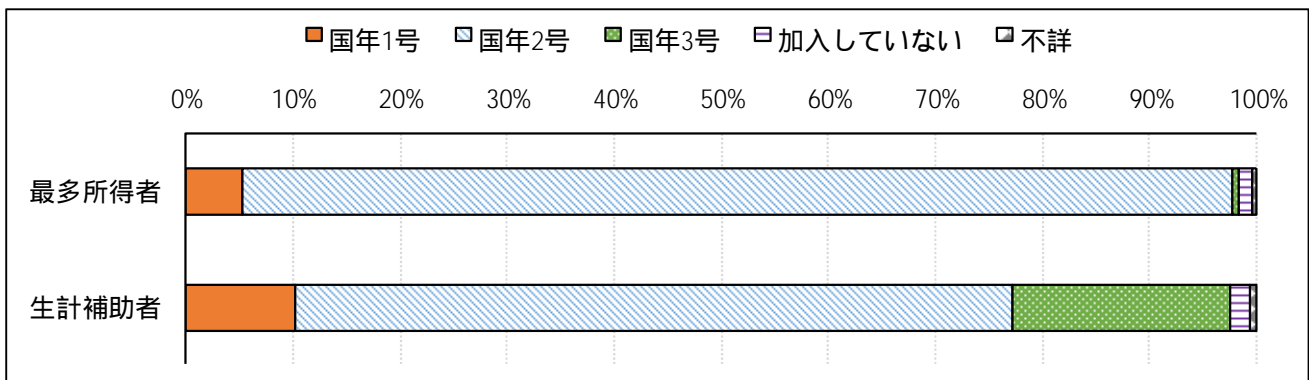
最多所得者が否か

雇用者として働く国民年金第1号被保険者のうち、世帯における最多所得者(過去1年間の所得が世帯内で最も多い者)となっている割合は、国民年金第2号被保険者と比べると低いものの、約4割を占める(図表6-1)。世帯における主たる生計維持者として雇用者として働きながら、厚生年金に加入できていないことは、一般的に、将来における低年金・低所得のリスクが高さを示唆すると考えられる。

(図表6-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の最多所得者が否か



(図表6-2) 雇用者の最多所得者が否か別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

(人)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
最多所得者	1,117,485	19,280,989	130,139	272,038	68,606	20,869,256
生計補助者	1,841,369	11,957,170	3,620,793	354,817	101,119	17,875,268

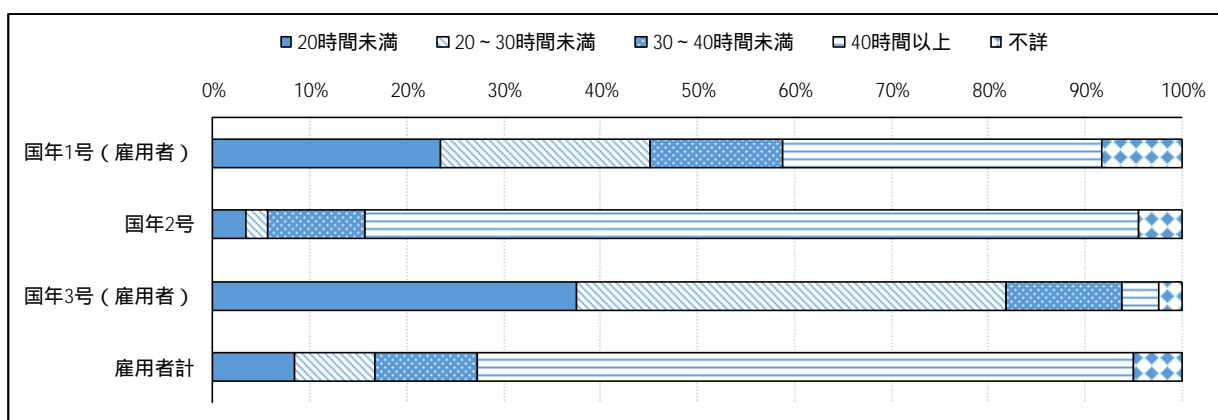
(2) 就業の状況

週実労働時間

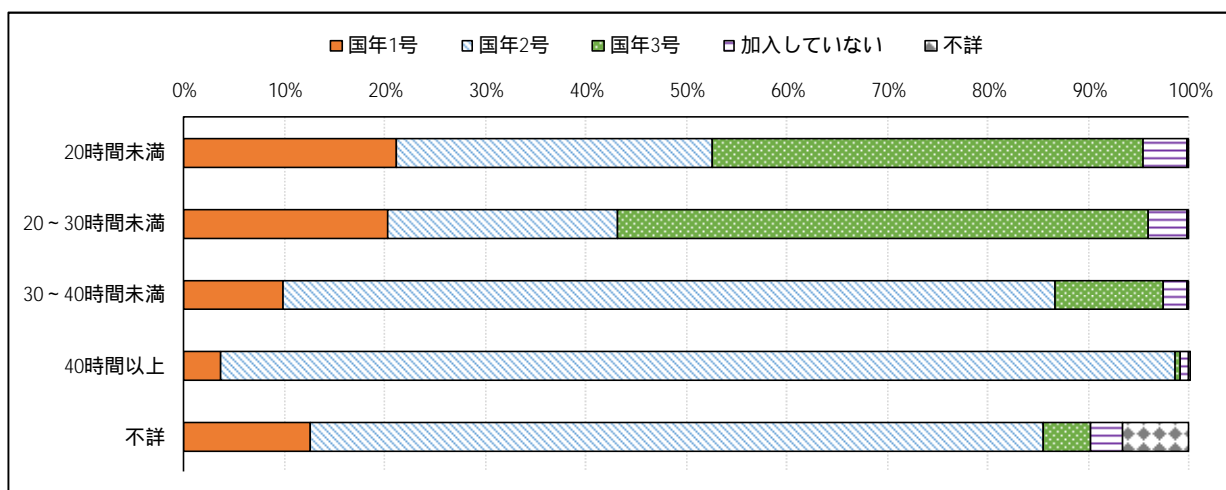
雇用者として働く国民年金第1号被保険者の週実労働時間については、「20時間未満」が23%、現在進められている厚生年金の適用拡大の対象（週所定労働時間が20時間、月額賃金8.8万円以上等の一定の要件を満たす者）となる可能性がある「20～30時間未満」が22%、従来からの厚生年金の適用要件（週所定労働時間及び月所定労働日数が通常の労働者の3/4以上）を満たす可能性が高まる「30～40時間未満」と「40時間以上」が合わせて47%となっている（図表7-1）。

一方、週実労働時間別に雇用者の公的年金の加入状況を見ると、「20時間未満」や「20～30時間未満」では2割を超える者が国民年金第1号被保険者となっている。また、厚生年金の加入要件を満たす可能性が高まる「30～40時間未満」でも約1割が国民年金第1号被保険者となっている（図表7-2）。

（図表7-1）公的年金加入状況別 週実労働時間



（図表7-2）週実労働時間別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

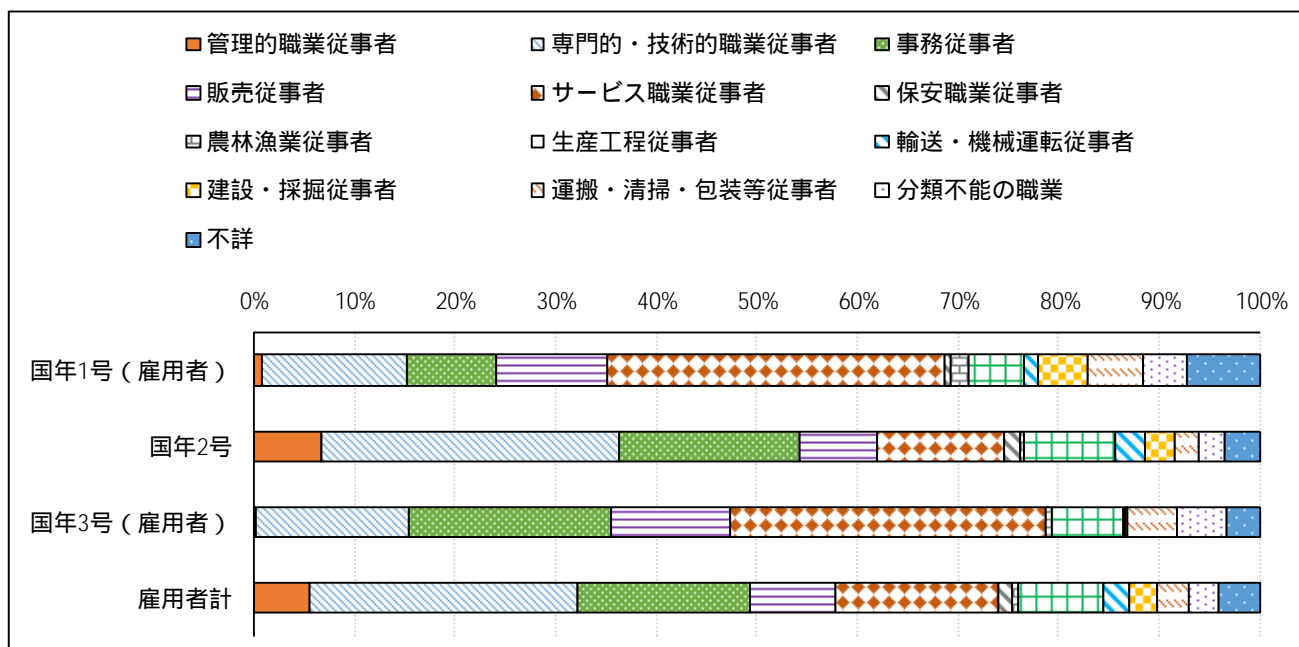
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
20時間未満	692,964	1,036,471	1,405,560	144,925	5,824	3,285,744
20～30時間未満	643,227	721,552	1,667,779	121,861	7,301	3,161,719
30～40時間未満	406,283	3,145,216	443,465	94,849	9,393	4,099,206
40時間以上	974,144	24,934,370	144,993	205,378	19,603	26,278,489
不詳	242,235	1,400,551	89,135	59,842	127,604	1,919,366

仕事の内容

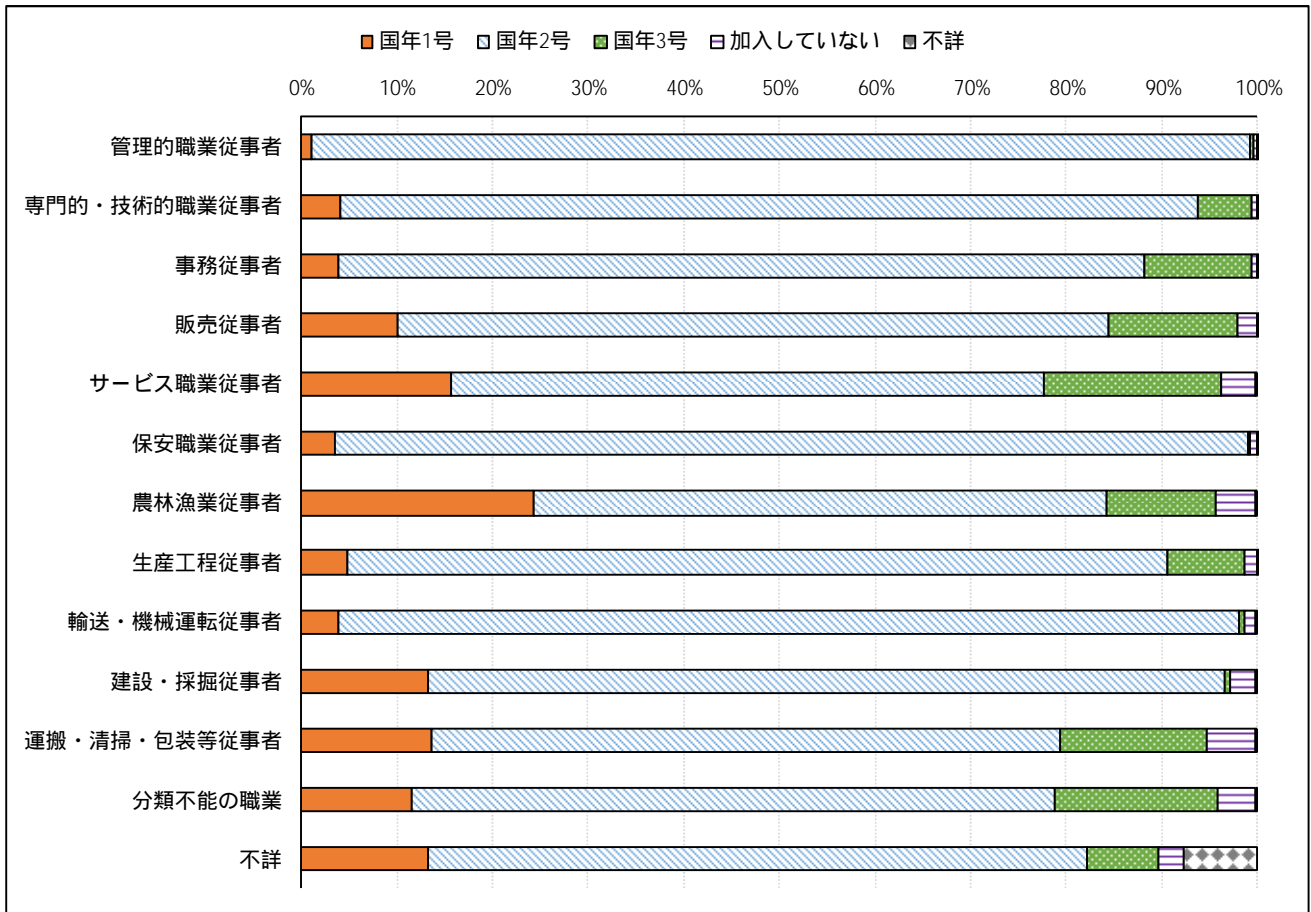
雇用者として働く国民年金第1号被保険者の仕事の内容については、「サービス職業従事者」がもっと多く、「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」が続く(図表8-1)。

また、仕事の内容別に雇用者の公的年金の加入状況を見ると、「農林漁業従事者」、「サービス職業従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」、「建設・採掘従事者」、「販売従事者」については1割以上の者が国民年金第1号被保険者となっている(図表8-2)。

(図表 8 - 1) 公的年金の加入状況別 雇用者の仕事の内容



(図表 8 - 2) 仕事の内容別 雇用者の公的年金加入状況



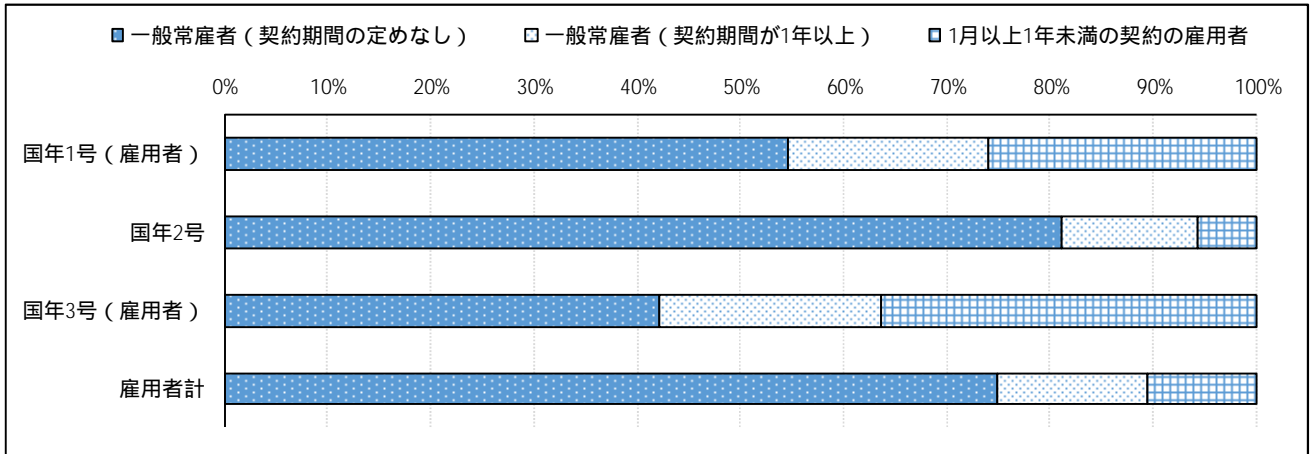
(集計結果)

						(人)
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
管理的職業従事者	23,092	2,130,889	9,522	5,702	1,510	2,170,714
専門的・技術的職業従事者	428,701	9,203,502	567,486	63,014	8,094	10,270,798
事務従事者	260,887	5,637,026	758,428	34,068	3,082	6,693,490
販売従事者	325,066	2,406,028	442,472	61,370	3,875	3,238,811
サービス職業従事者	997,005	3,926,810	1,173,547	224,134	13,471	6,334,967
保安職業従事者	17,201	468,473	733	3,684	619	490,711
農林漁業従事者	50,362	124,432	23,711	8,437	620	207,562
生産工程従事者	164,221	2,869,094	268,161	40,206	3,499	3,345,181
輸送・機械運転従事者	37,906	900,582	5,733	11,062	1,658	956,942
建設・採掘従事者	146,447	917,972	4,773	30,173	1,887	1,101,252
運搬・清掃・包装等従事者	162,452	786,360	184,195	58,958	3,648	1,195,612
分類不能の職業	130,217	755,252	190,051	45,800	1,683	1,123,002
不詳	215,295	1,111,741	122,120	40,247	126,078	1,615,482

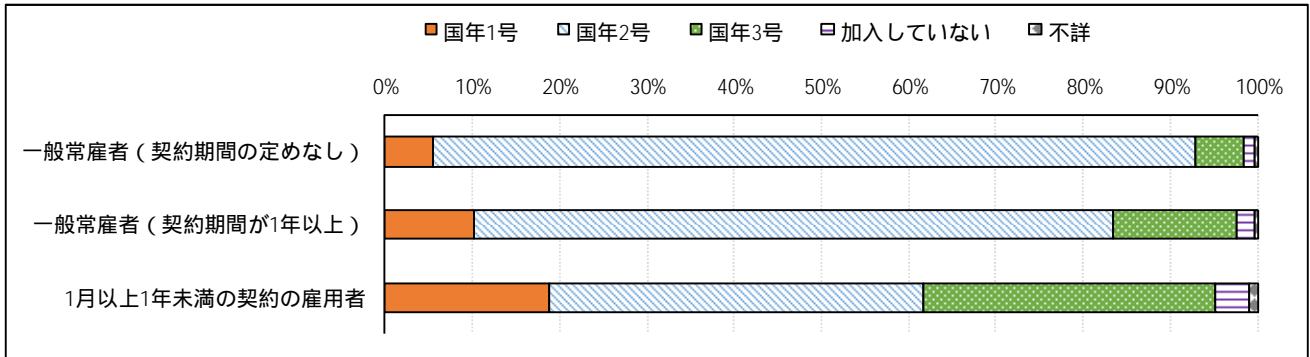
就業形態

公的年金の加入状況別に雇用者の就業形態をみると、契約期間の定めのない一般常雇者が過半数を占める(図表9-1)。

(図表9-1) 公的年金加入状況別 雇用者の就業形態



(図表9-2) 就業形態別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

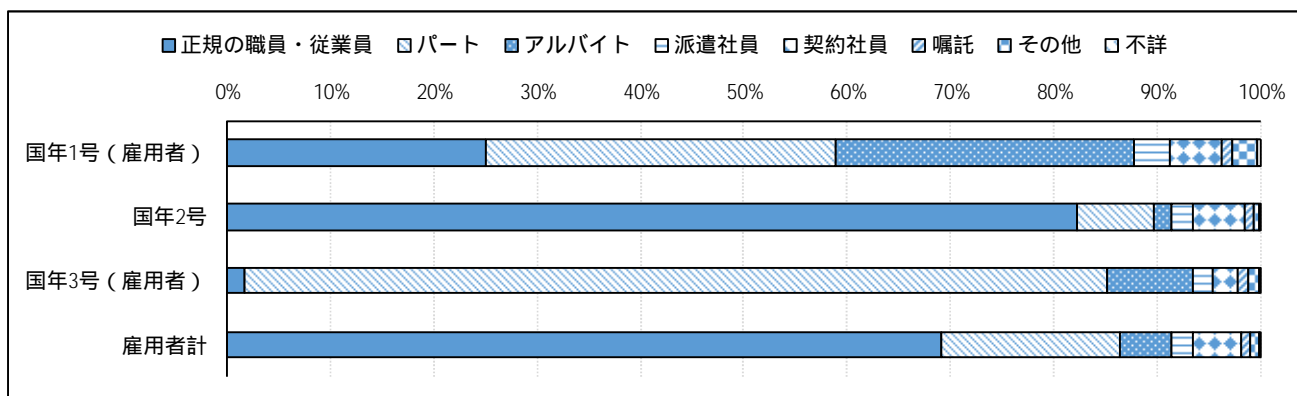
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
一般常雇者(契約期間の定めなし)	1,613,931	25,358,285	1,580,698	351,479	115,556	29,019,950
一般常雇者(契約期間が1年以上)	576,180	4,123,022	803,529	117,889	16,043	5,636,663
1年以上1年未満の契約の雇用者	768,743	1,756,853	1,366,704	157,487	38,125	4,087,912

勤め先での呼称

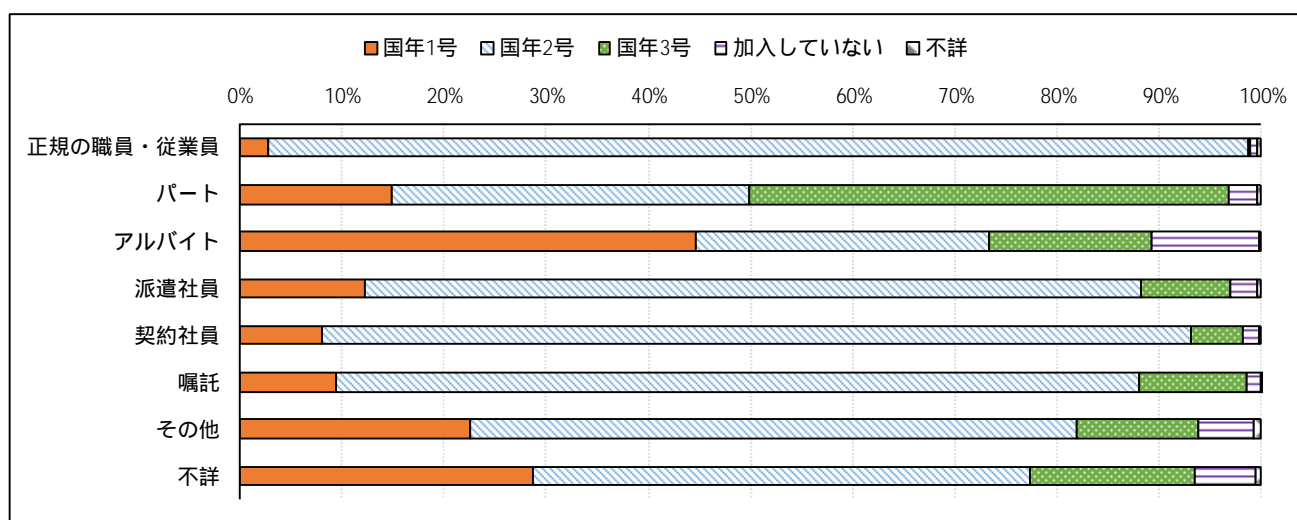
雇用者として働いている国年1号の勤め先での呼称としては、「パート」、「アルバイト」とほぼ並んで「正規の職員・従業員」が多い(図表10-1)。

なお、勤め先での呼称別に雇用者の公的年金の加入状況をみると、「アルバイト」をはじめとする非正規就労について、国民年金第1号被保険者が占める割合が高くなっている(図表10-2)。

(図表10-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の勤め先での呼称



(図表10-2) 勤め先での呼称別 雇用者の公的年金加入状況



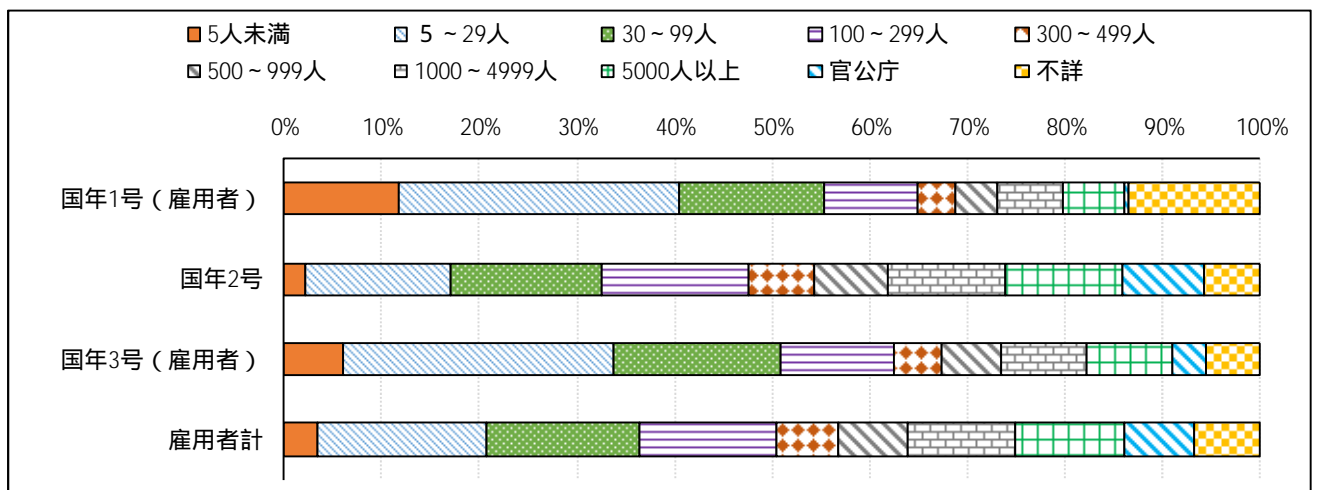
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
正規の職員・従業員	739,577	25,683,719	63,834	157,540	129,356	26,774,025
パート	1,001,528	2,347,199	3,134,654	194,293	25,420	6,703,095
アルバイト	858,215	552,466	309,158	201,195	4,160	1,925,194
派遣社員	100,531	625,525	71,132	22,102	3,302	822,592
契約社員	146,365	1,539,844	92,892	27,279	5,092	1,811,472
嘱託	34,336	288,009	38,053	5,459	66	365,924
その他	72,650	191,844	38,040	17,833	2,206	322,573
不詳	5,652	9,553	3,170	1,153	122	19,650

企業規模

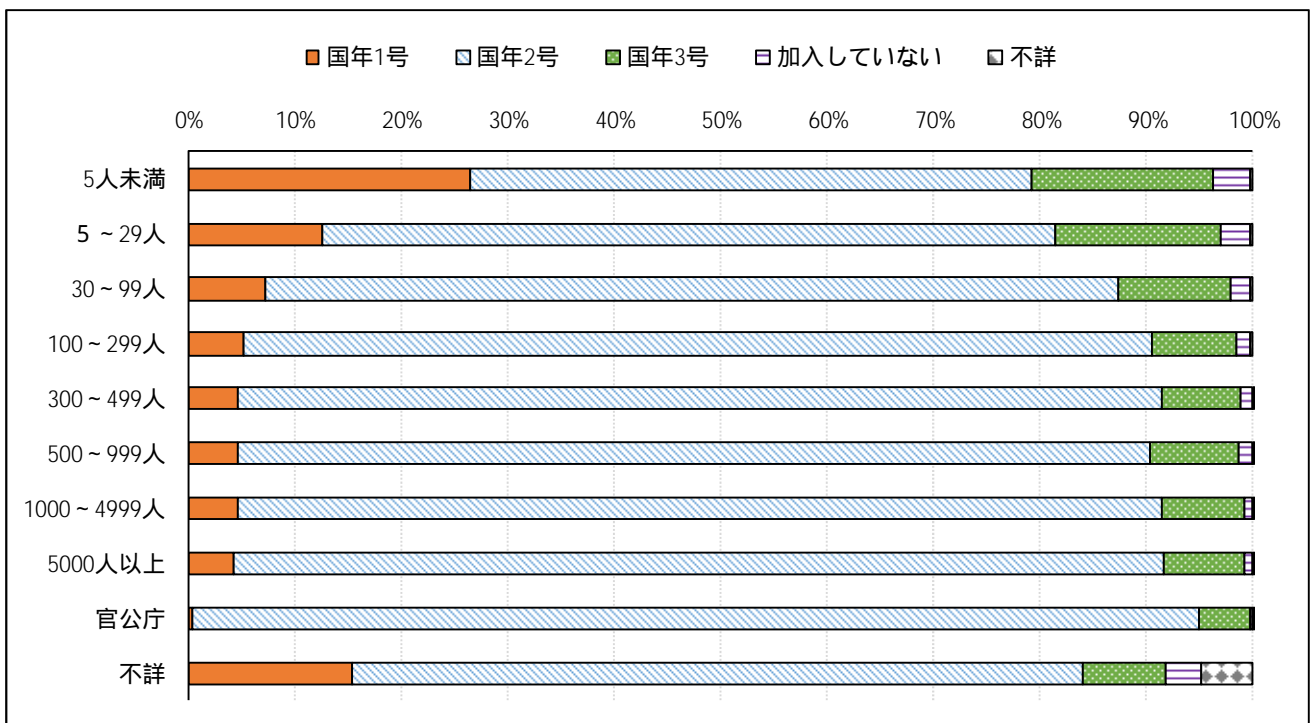
雇用者として働く国民年金第1号被保険者のうち、1割強が従業員5人未満、約4割が従業員30人未満の事業所で勤務しており、他の公的年金の加入状況にある雇用者と比較して、零細企業で勤務する割合が高い(図表11-1)。

また、企業の規模別に雇用者の公的年金の加入状況をみると、「5人未満」では27%、「5～29人」では13%が国民年金第1号被保険者となっており、零細企業においては、雇用者に占める国年1号の割合が高い(図表11-2)。

(図表11-1) 公的年金の加入状況別 雇用者の勤め先の企業規模



(図表11-2) 企業の規模別 雇用者の公的年金加入状況



(集計結果)

(人)

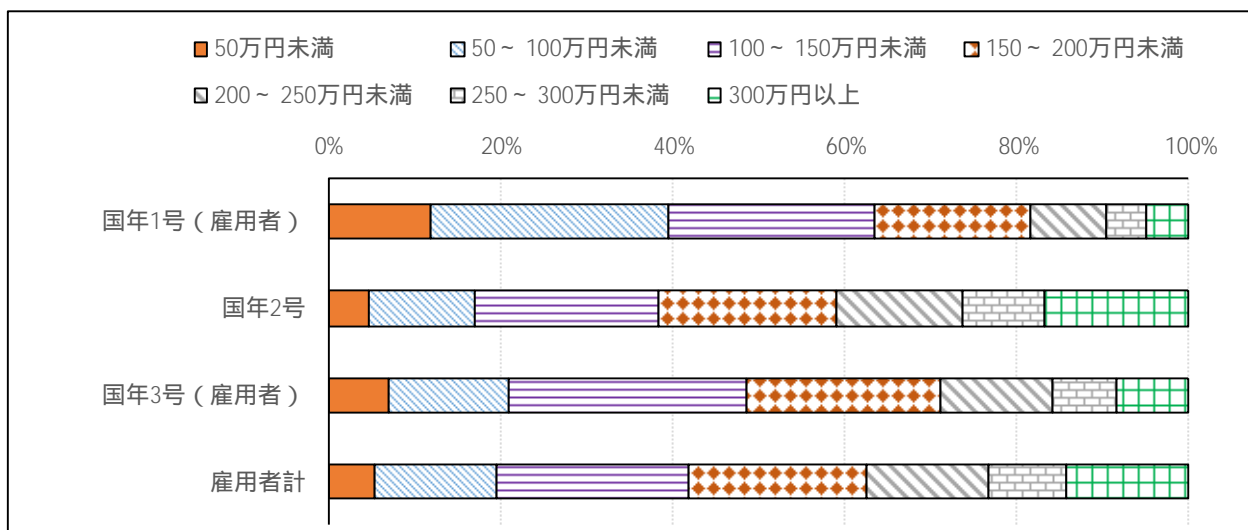
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	合計
5人未満	348,334	689,223	223,301	46,781	2,151	1,309,791
5 ~ 29人	848,614	4,605,948	1,044,074	187,850	8,104	6,694,590
30 ~ 99人	438,424	4,891,306	639,847	114,779	9,077	6,093,432
100 ~ 299人	282,678	4,656,029	433,309	68,898	8,558	5,449,472
300 ~ 499人	115,776	2,120,661	183,934	24,207	2,571	2,447,148
500 ~ 999人	127,115	2,372,753	232,140	32,913	2,870	2,767,791
1000 ~ 4999人	200,923	3,730,920	328,887	30,948	3,290	4,294,968
5000人以上	184,280	3,791,307	326,025	31,343	3,661	4,336,617
官公庁	12,463	2,589,090	134,533	4,349	1,101	2,741,537
不詳	400,248	1,790,922	204,882	84,786	128,342	2,609,180

(3)世帯の経済状況

所得の状況

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の一人当たりの平均可処分所得(調査の前年(2015年)分)をみると、「他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて、「50万円未満」、「50～100万円未満」、「100～150万円未満」といった区分が多く、平均可処分所得150万円未満の世帯が6割以上を占める(図表12)。

(図表12) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の平均可処分所得



(集計結果)

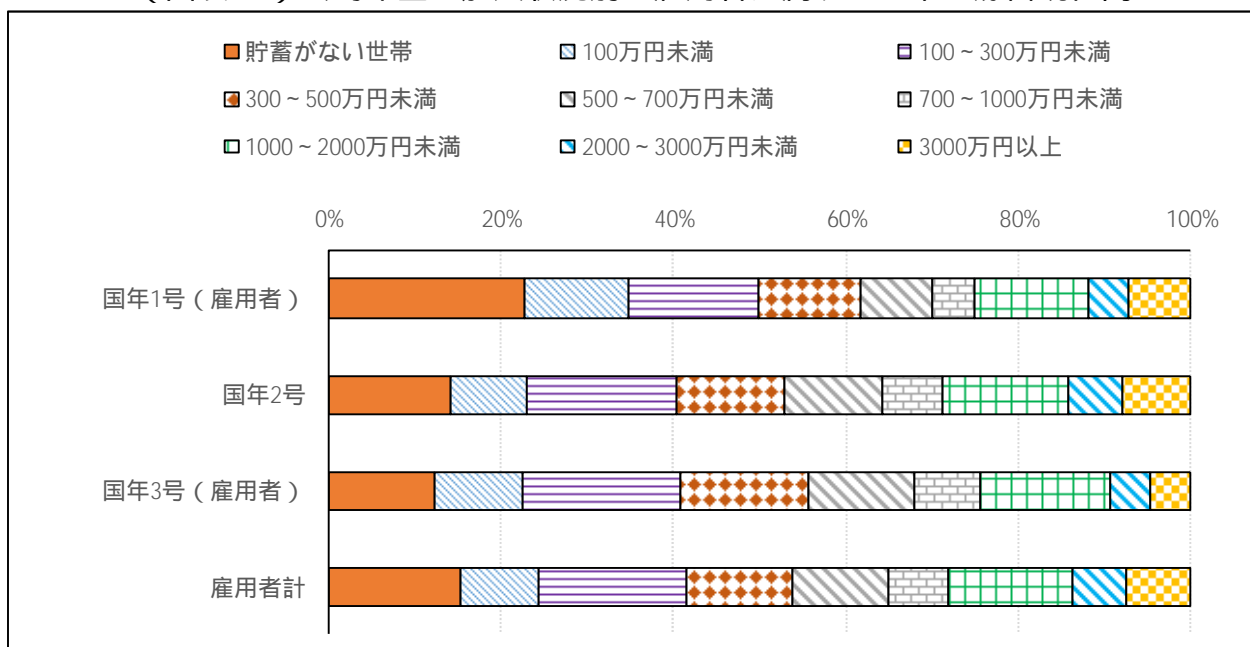
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
50万円未満	0	5%	7%	5%	23%	5%
50～100万円未満	28%	12%	14%	16%	21%	14%
100～150	24%	21%	28%	24%	16%	22%
150～200	18%	21%	22%	22%	16%	21%
200～250	9%	14%	13%	16%	9%	14%
250～300	5%	10%	8%	9%	6%	9%
300～350	2%	7%	4%	3%	3%	6%
350～400	1%	4%	2%	2%	2%	3%
400～450	0%	2%	0%	1%	2%	2%
450～500	1%	1%	1%	1%	2%	1%
500～600	1%	2%	0%	1%	1%	2%
600～700	0%	1%	0%	0%	0%	1%
700～800	0%	0%	0%	0%	0%	0%
800～900	0%	0%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(不詳を除いて集計している)

貯蓄の状況

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の貯蓄現在高をみると、2割以上が「貯蓄がない世帯」となっており、他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて高い(図表13)。

(図表13) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の貯蓄現在高



(集計結果)

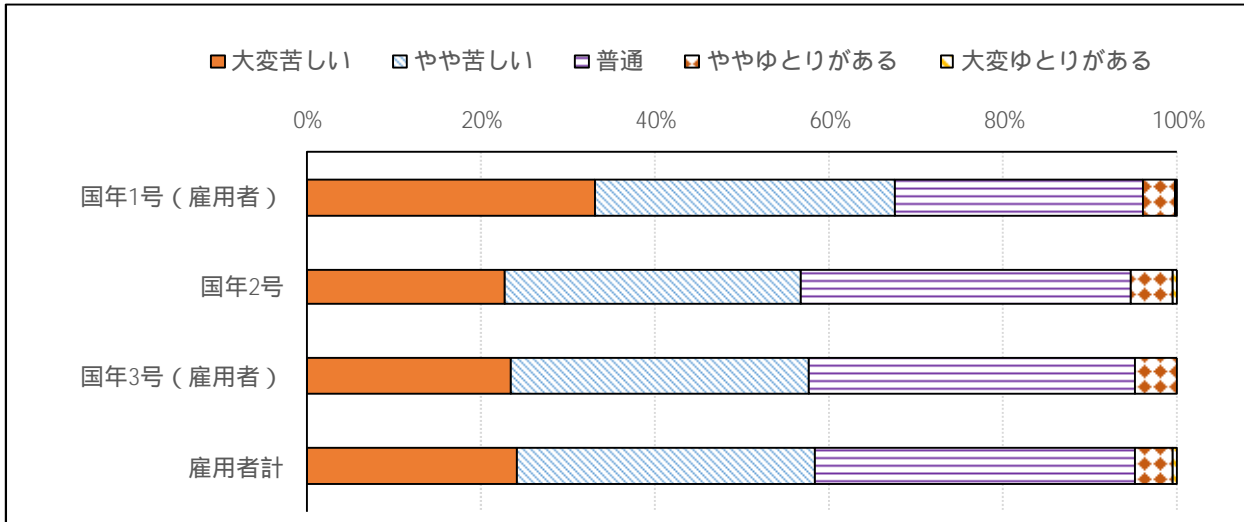
	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
貯蓄がない世帯	23%	14%	12%	19%	35%	15%
50万円未満	8%	5%	5%	5%	5%	5%
50~100万円未満	4%	4%	5%	4%	7%	4%
100~200	9%	10%	10%	10%	9%	10%
200~300	6%	8%	9%	5%	12%	7%
300~400	8%	8%	10%	7%	5%	8%
400~500	4%	4%	5%	3%	3%	4%
500~700	8%	11%	12%	10%	8%	11%
700~1000	5%	7%	8%	7%	5%	7%
1000~1500	9%	10%	10%	10%	5%	10%
1500~2000	4%	5%	5%	5%	3%	5%
2000~3000	5%	6%	5%	7%	2%	6%
3000万円以上	7%	8%	5%	8%	2%	8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	85%

(不詳を除いて集計している)

生活意識

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の生活意識については、約1/3が「大変苦しい」とする回答が約1/3を占め、他の公的年金の加入状況にある雇用者の世帯と比べて高い割合となっている一方、「普通」とする回答の割合は低い(図表14)。

(図表14) 公的年金の加入状況別 雇用者が属する世帯の生活意識



(集計結果)

	国年1号	国年2号	国年3号	加入していない	不詳	雇用者計
大変苦しい	33%	23%	23%	28%	29%	24%
やや苦しい	34%	34%	34%	35%	42%	34%
普通	29%	38%	38%	34%	28%	37%
ややゆとりがある	4%	5%	5%	3%	1%	4%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3. 基本属性別及び週実労働時間別の国民年金第1号被保険者の状況

2.(2)の通り、雇用者として働く国民年金第1号被保険者には多様な属性の者が含まれ、それに応じて就労の目的や家計における役割も異なると考えられことから、社会保険制度上の保障の必要性にも一定の差異があると考えられる。

また、2.(3)の通り、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の就労状況も一様ではないが、社会保険の適用範囲との関連では、その中でも特に労働時間に着目した分析が有益と考えられる。すなわち、週実労働時間が20～30時間未満の者については、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大の当面の対象(現在の適用要件は週所定労働時間が20時間、月額賃金8.8万円以上等の一定の要件を満たす者)となる可能性がある。また、週実労働時間が30時間以上の者については、従来からの厚生年金の適用要件(週所定労働時間及び月所定労働日数が通常の労働者の3/4以上)を満たす場合も少なくないとみられ、勤務先が、法律上、適用事業所となる義務がない状態にある事業所(非適用事業所)、または、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)である可能性が考えられる。

そこで、本章では、基本属性及び週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の状況を詳しく見ていく。

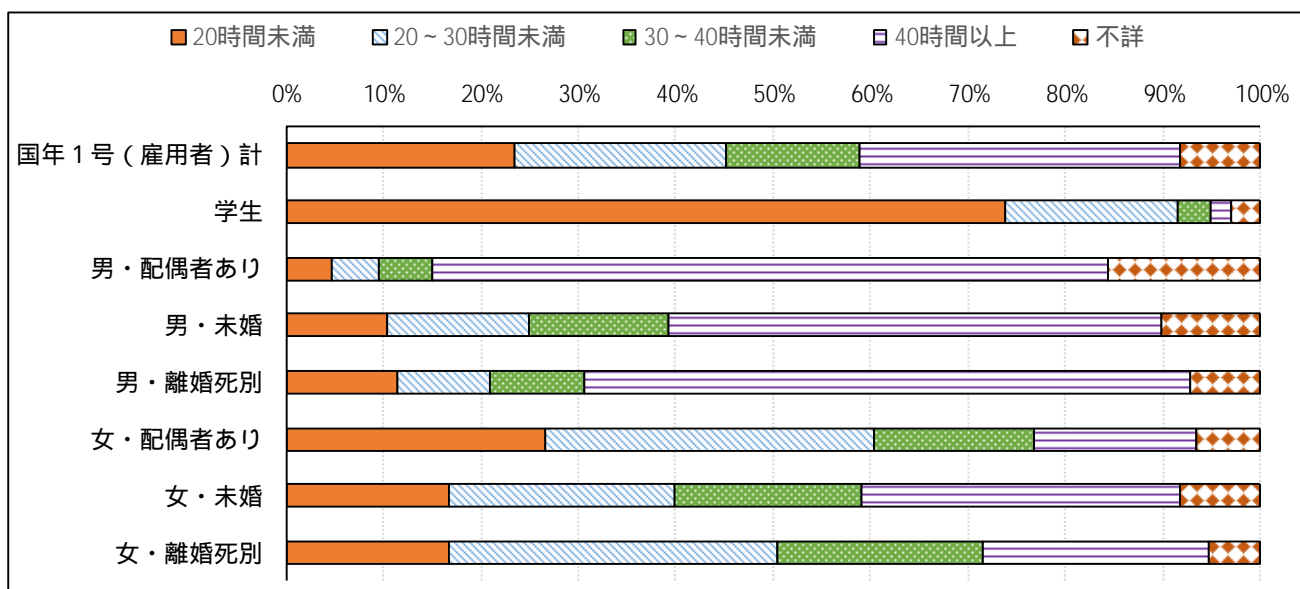
(1)基本属性と週実労働時間

まず、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性と、その週実労働時間との関係を確認しておく。

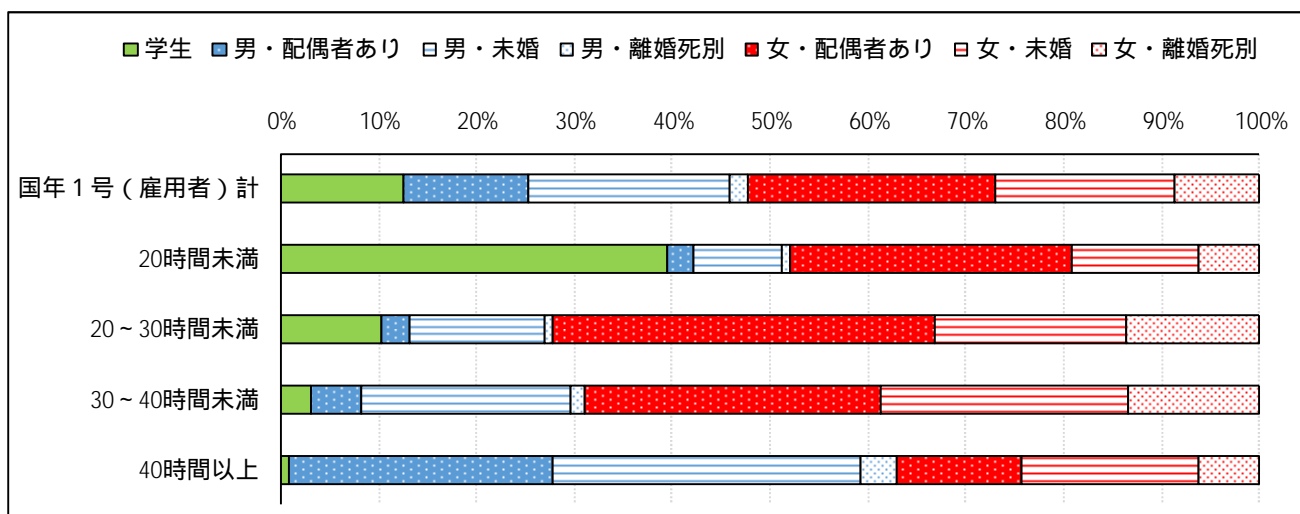
基本属性別に週実労働時間をみると、学生については「20時間未満」が約3/4を占める。配偶者ありの男性は「40時間以上」が約7割を占め、多くの者がフルタイム就労といえる状況であるのに対して、配偶者ありの女性は「20時間未満」及び「20～30時間未満」が中心で、国民年金第3号被保険者等の労働時間の分布(図表7-1参照)に近く、短時間就労が中心となっている。また、未婚者については、男性の場合は「40時間以上」が5割を占めるほか、女性の場合も有配偶者と比べて労働時間が長い傾向にある(図表15-1)。

他方、週実労働時間別に雇用者として働く国民年金第1号被保険者の基本属性をみると、週20時間未満では「学生」、「女・配偶者あり」が中心であり、週20～40時間未満では「女・配偶者あり」に加えて「男・未婚」、「女・未婚」、「女・離別死別」の割合が高く、更に週40時間以上では「男・配偶者あり」、「男・未婚」が中心となる(図表15-2)。

(図表 15 - 1) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の週実労働時間



(図表 15 - 2) 週実労働時間別 国年 1 号 (雇用者) の基本属性



(集計結果)

(人)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
20時間未満	273,864	17,778	62,907	6,477	198,794	90,068	43,076	692,964
20~30時間未満	65,985	18,241	89,159	5,270	251,448	125,768	87,356	643,227
30~40時間未満	12,472	21,130	86,990	5,459	122,910	103,196	54,125	406,283
40時間以上	7,545	262,025	307,875	35,041	124,953	176,869	59,836	974,144
不詳	11,199	59,209	61,262	4,052	48,935	43,977	13,600	242,235

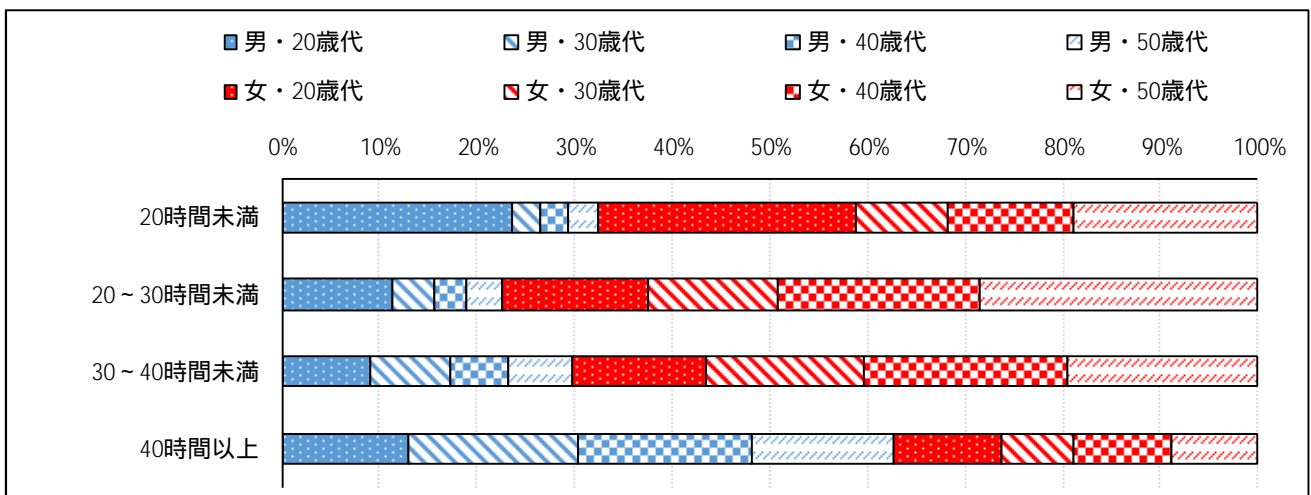
(2) 属性の特徴

性・年齢階級

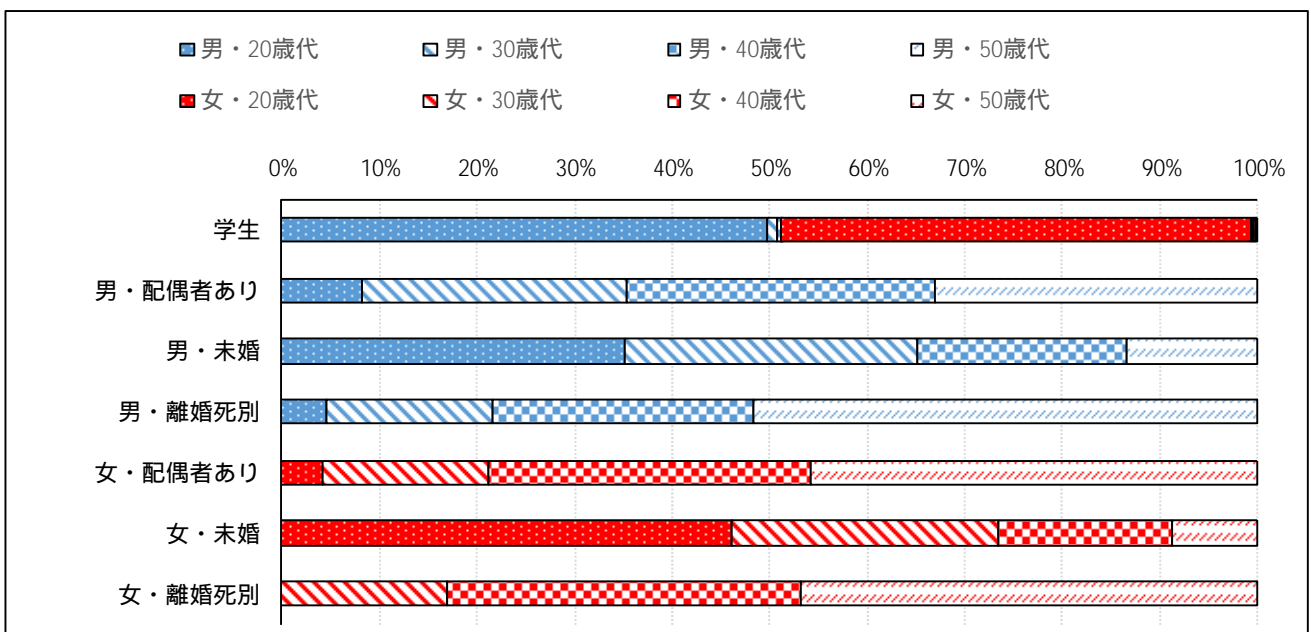
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の性・年齢階級をみると、学生が多い20時間未満を除いて、週実労働時間が長いほど、男性の比率が高まる傾向にある(図表16-1)。

また、基本属性別に雇用者として働く国民年金第1号被保険者の年齢階級を見ると、未婚者には20～30歳代だけでなく、40～50歳代の比較的高齢の者も一定割合含まれ、また、死別や離婚を経験した女性には50歳代だけでなく、40歳代の者も少なくなく、こうした者は、配偶者のない状態で、雇用者として働きながら、長期間、国民年金第1号被保険者となっている可能性がある(図表16-2)。

(図表16-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の性・年齢階級



(図表16-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の性・年齢階級



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・20歳代	163,373	72,913	36,754	125,599	33,736	432,373
男・30歳代	20,683	28,149	33,610	169,396	45,783	297,621
男・40歳代	19,569	20,744	24,114	173,812	28,580	266,819
男・50歳代	21,369	23,094	26,378	141,380	23,909	236,130
女・20歳代	182,662	96,353	55,779	107,748	28,939	471,480
女・30歳代	65,429	85,870	65,989	72,789	26,953	317,029
女・40歳代	89,217	132,272	84,644	96,888	29,118	432,139
女・50歳代	130,663	183,834	79,016	86,531	25,217	505,262

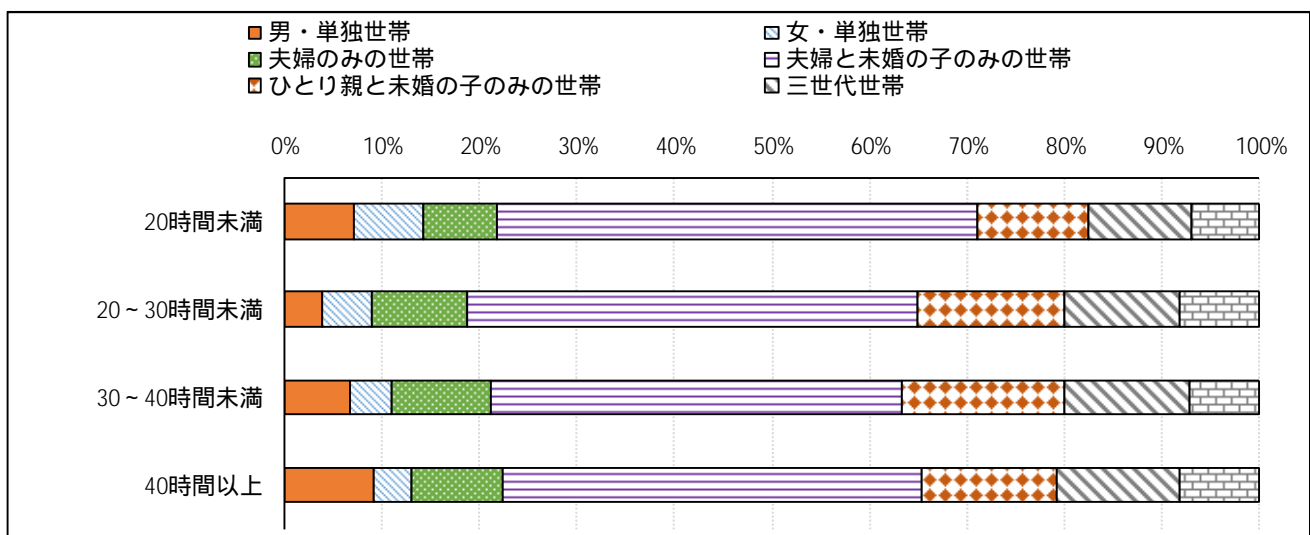
(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・20歳代	163,373	72,913	36,754	125,599	33,736	432,373
男・30歳代	20,683	28,149	33,610	169,396	45,783	297,621
男・40歳代	19,569	20,744	24,114	173,812	28,580	266,819
男・50歳代	21,369	23,094	26,378	141,380	23,909	236,130
女・20歳代	182,662	96,353	55,779	107,748	28,939	471,480
女・30歳代	65,429	85,870	65,989	72,789	26,953	317,029
女・40歳代	89,217	132,272	84,644	96,888	29,118	432,139
女・50歳代	130,663	183,834	79,016	86,531	25,217	505,262

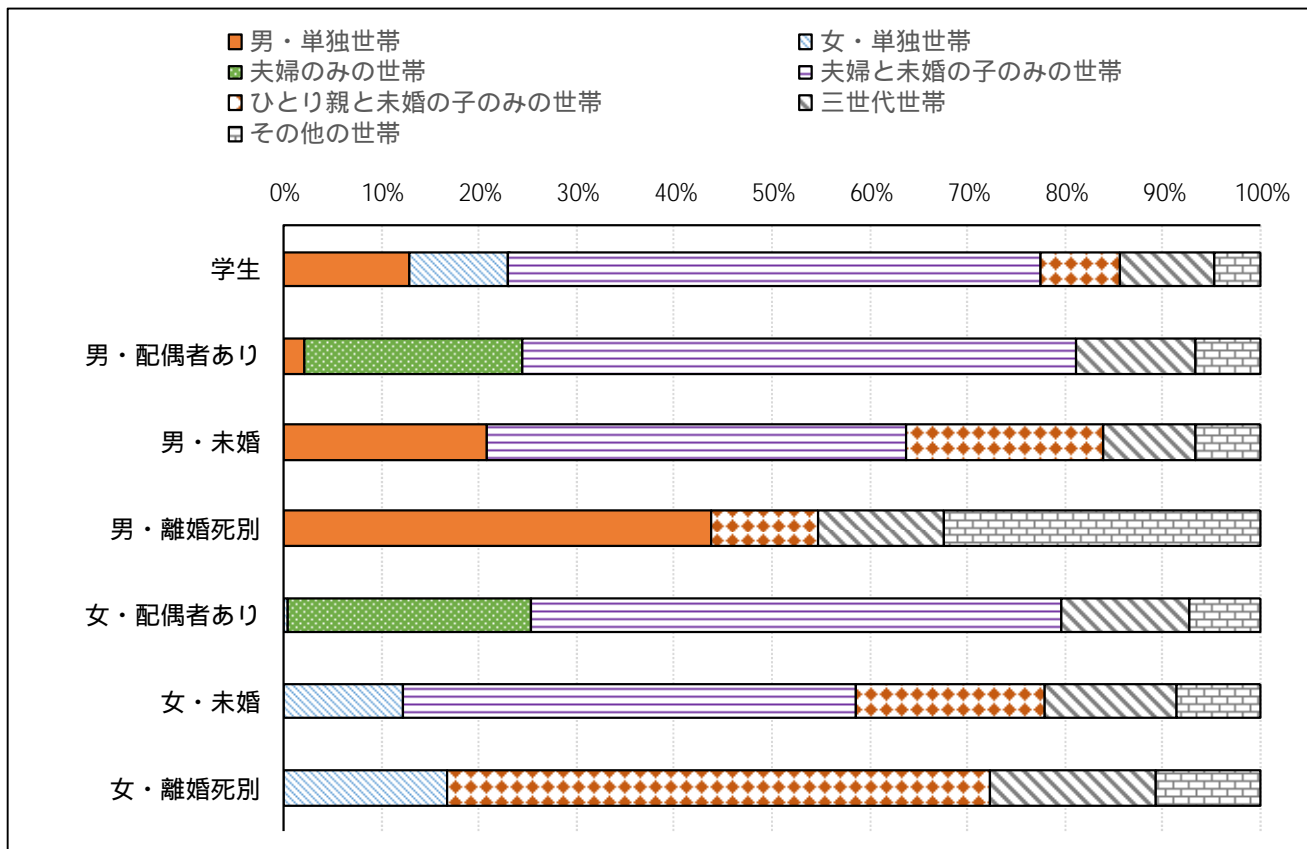
世帯類型

雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯には、国民年金第2号被保険者の場合を比較して、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合が高いという特徴があったが(図表5-1)、より子細に見た場合、週実労働時間別には20～40時間未満、基本属性別には離婚や死別を経験した女性や未婚者について、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合が特に高くなっている(図表17-1、17-2)。このうち、離婚や死別を経験した女性については、いわゆるシングルマザーとして、子育てに従事しながら雇用者として就労している場合が含まれ、また、未婚者については親と同居していることが想定される。

(図表 17 - 1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の世帯類型



(図表 17 - 2) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の世帯類型



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
男・単独世帯	48,982	24,799	26,992	89,281	16,955	207,010
女・単独世帯	49,709	33,194	17,519	37,636	10,859	148,918
夫婦のみの世帯	51,864	62,865	41,193	90,531	23,897	270,350
夫婦と未婚の子のみの世帯	342,215	296,729	171,605	418,458	107,053	1,336,059
ひとり親と未婚の子のみの世帯	78,233	96,574	67,985	135,778	27,570	406,140
三世帯世帯	73,863	76,776	52,230	121,871	37,995	362,736
その他の世帯	48,098	52,291	28,759	80,589	17,904	227,640

(人)

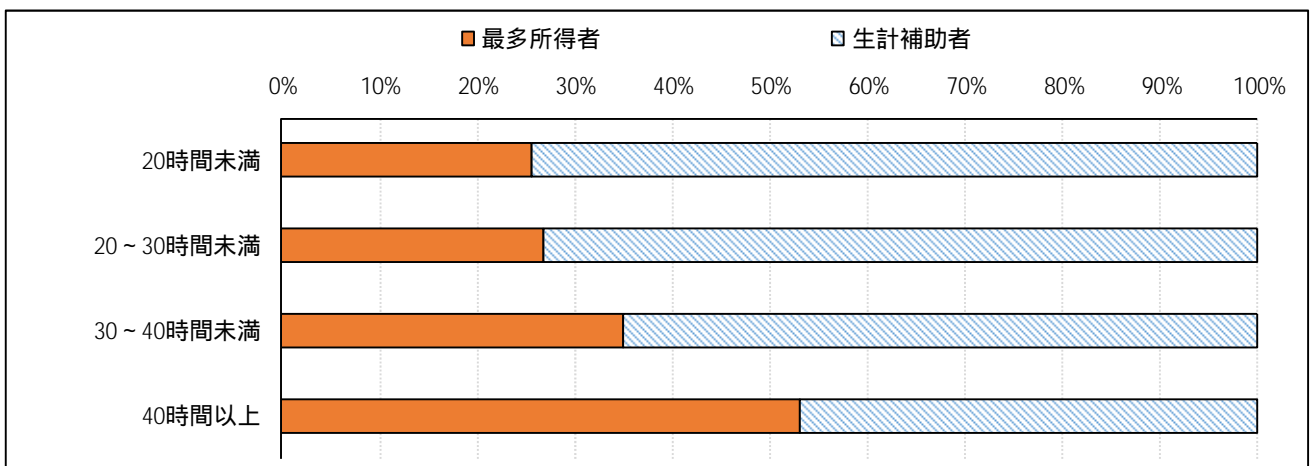
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
男・単独世帯	47,922	7,585	126,895	24,608	0	0	0	207,010
女・単独世帯	36,813	0	0	0	3,231	65,518	43,356	148,918
夫婦のみの世帯	316	84,677	0	0	185,357	0	0	270,350
夫婦と未婚の子のみの世帯	202,506	214,567	261,370	0	406,201	251,415	0	1,336,059
ひとり親と未婚の子のみの世帯	30,576	0	121,915	6,262	0	104,289	143,098	406,140
三世帯世帯	35,952	46,495	58,212	7,205	98,851	72,185	43,836	362,736
その他の世帯	16,980	25,059	39,801	18,225	53,401	46,472	27,703	227,640

最多所得者が否か

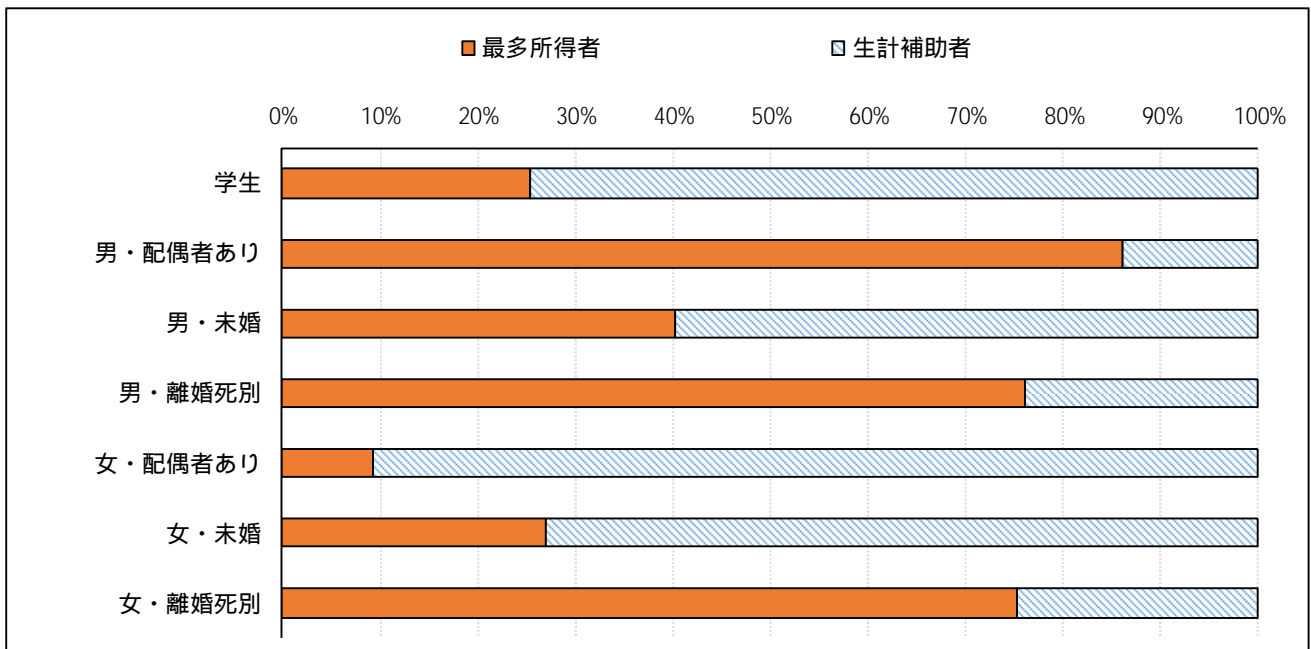
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が世帯における最多所得者が否かをみると、より長時間働く者ほど最多所得者である割合が高まる傾向にある。当面の厚生年金の適用拡大の対象者となる可能性がある週20～30時間未満の者でも約1/4が最多所得者であり、フルタイム就労が想定される週40時間以上では過半数が最多所得者となっている(図表18-1)。

また、基本属性別に見た場合には、配偶者ありの男性や離別や死別を経験した者について最多所得者である割合が高い一方、配偶者ありの女性については、9割以上が生計補助者である。また、未婚者については最多所得者が半数に満たないが、これらの者は親等が生計補助者になっていることが想定される(図表18-2)。

(図表18-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の最多所得者が否か



(図表18-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の最多所得者が否か



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
最多所得者	177,907	172,642	142,344	517,400	107,192	1,117,485
生計補助者	515,058	470,585	263,940	456,744	135,042	1,841,369

(人)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
最多所得者	94,048	325,624	244,532	42,894	69,758	146,223	194,406	1,117,485
生計補助者	277,017	52,760	363,661	13,406	677,283	393,655	63,586	1,841,369

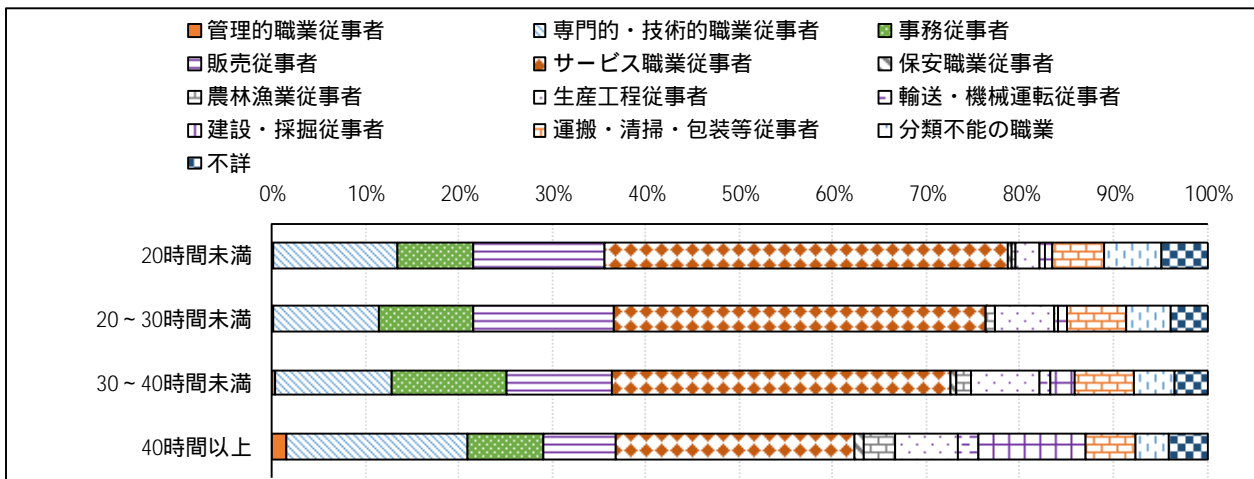
(3) 就業の状況

仕事の内容

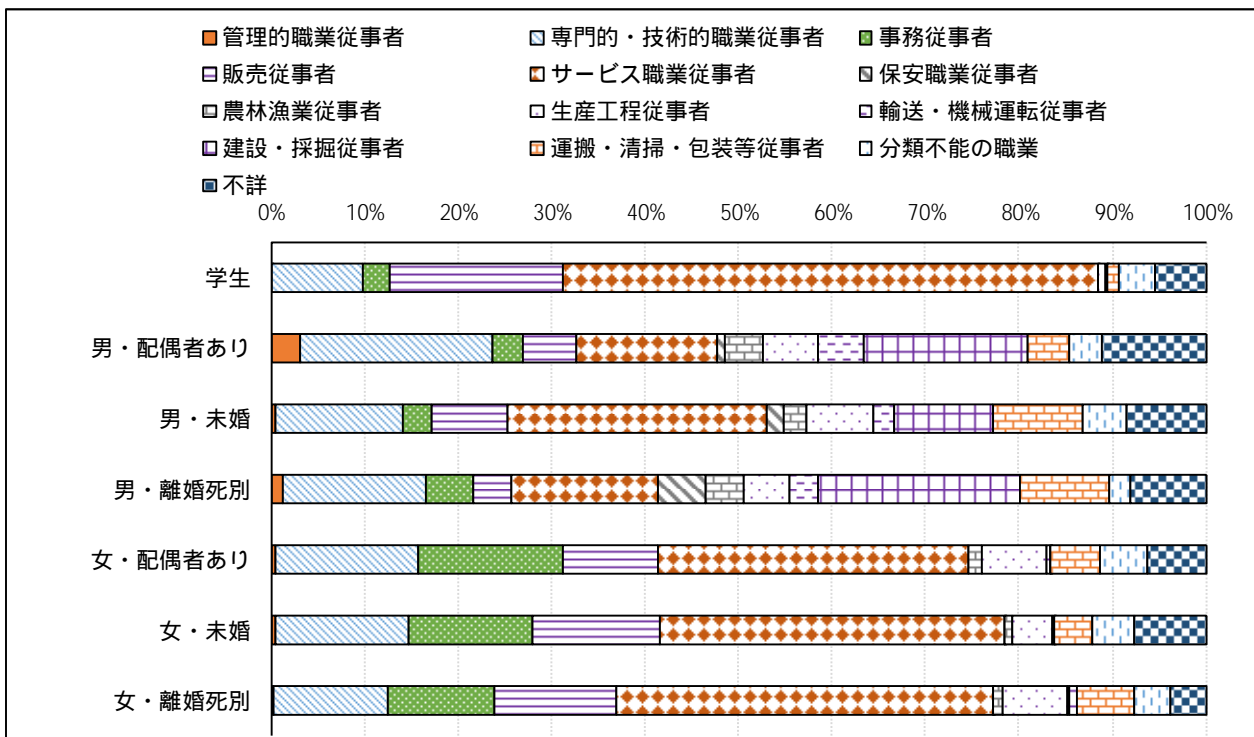
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の仕事の内容をみると、比較的短い時間区分では「サービス職業従事者」が突出して多いが、40時間以上の区分では、他の労働時間区分にある者と比べて、「専門的・技術的職業従事者」、「建設・採掘従事者」の割合が高いことが特徴的である(図表19-1)。

また、基本属性別に見た場合には、学生については「サービス職業従事者」が突出して多いほか、配偶者ありの男については「専門的・技術的職業従事者」と「建設・採掘従事者」が多く含まれる(図表19-2)。

(図表19-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の仕事の内容



(図表19-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の仕事の内容



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
管理的職業従事者	1,486	1,094	1,264	16,155	3,094	23,092
専門的・技術的職業従事者	91,543	72,083	51,105	188,793	25,178	428,701
事務従事者	56,375	65,174	49,678	77,858	11,801	260,887
販売従事者	97,369	96,396	45,592	74,674	11,034	325,066
サービス職業従事者	298,486	255,893	147,118	250,021	45,487	997,005
保安職業従事者	2,510	582	2,975	9,676	1,459	17,201
農林漁業従事者	2,718	5,852	6,389	31,916	3,487	50,362
生産工程従事者	18,507	41,426	29,003	65,681	9,602	164,221
輸送・機械運転従事者	3,281	2,471	4,882	21,791	5,481	37,906
建設・採掘従事者	5,945	5,775	10,693	111,950	12,084	146,447
運搬・清掃・包装等従事者	38,978	41,407	25,926	50,429	5,712	162,452
分類不能の職業	42,061	30,244	17,366	36,084	4,462	130,217
不詳	33,706	24,829	14,290	39,116	103,354	215,295

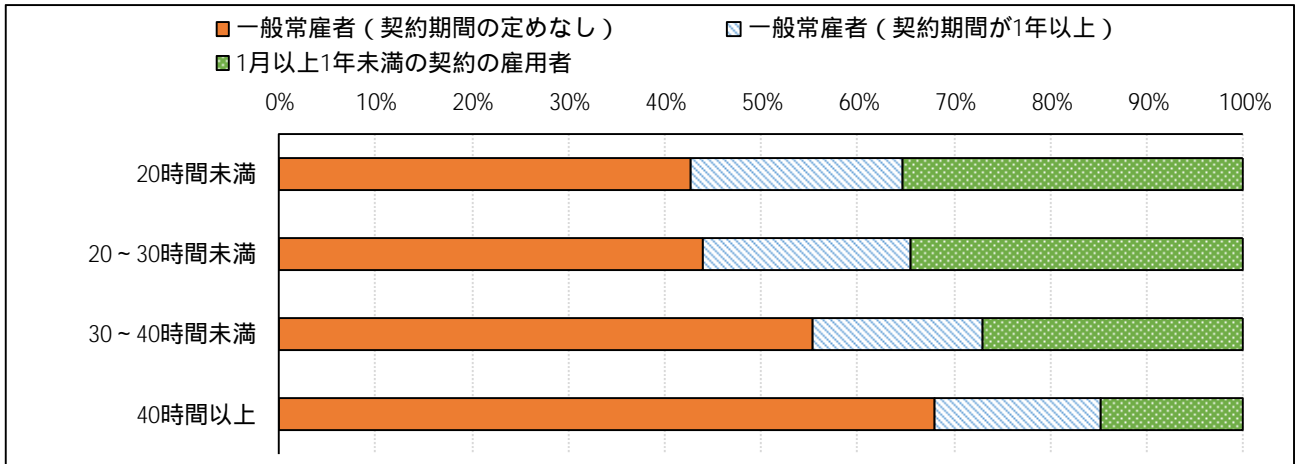
(人)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
管理的職業従事者	310	12,237	3,476	781	3,569	2,213	507	23,092
専門的・技術的職業従事者	36,649	77,582	82,858	8,498	114,116	77,053	31,945	428,701
事務従事者	10,274	12,519	17,916	2,958	115,812	72,282	29,126	260,887
販売従事者	68,474	20,936	50,305	2,244	76,415	72,800	33,891	325,066
サービス職業従事者	212,672	56,963	168,363	8,876	247,087	199,174	103,871	997,005
保安職業従事者	147	3,329	10,652	2,786	0	206	82	17,201
農林漁業従事者	0	15,197	14,889	2,370	11,268	4,381	2,258	50,362
生産工程従事者	2,452	22,623	43,444	2,665	52,170	22,741	18,126	164,221
輸送・機械運転従事者	702	18,477	13,146	1,769	1,728	1,347	737	37,906
建設・採掘従事者	497	66,131	64,842	12,161	728	402	1,686	146,447
運搬・清掃・包装等従事者	4,502	17,123	58,774	5,394	39,256	21,186	16,216	162,452
分類不能の職業	14,273	13,368	28,180	1,280	38,437	24,922	9,757	130,217
不詳	20,112	41,901	51,347	4,516	46,456	41,171	9,793	215,295

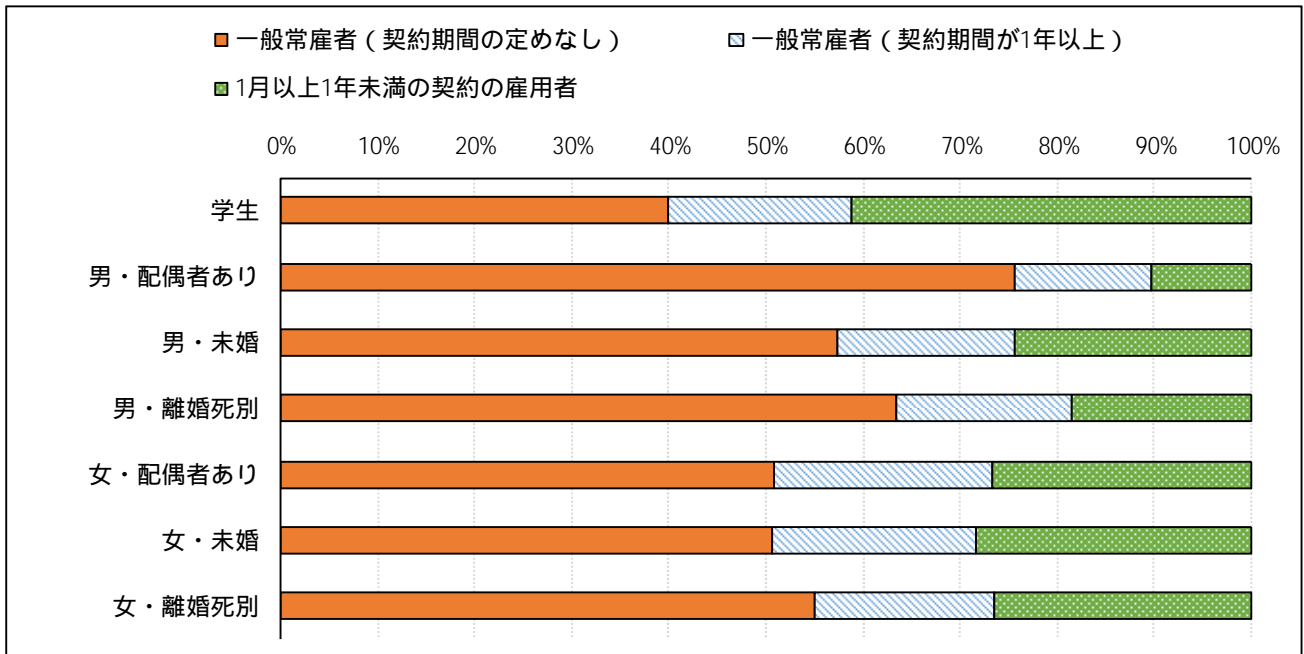
就業形態

週実労働時間別及び基本属性別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の就業形態をみると、労働時間が長い者及び配偶者ありの男性について、契約期間の定めのない一般常雇者の割合が高くなっている(図表 20 - 1、20 - 2)。

(図表 20 - 1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の就業形態



(図表 20 - 2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の就業形態



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
一般常雇者 (契約期間の定めなし)	296,090	282,563	224,745	663,178	147,356	1,613,931
一般常雇者 (契約期間が1年以上)	151,558	138,914	71,421	167,437	46,849	576,180
1月以上1年未満の契約の雇用者	245,316	221,750	110,118	143,529	48,030	768,743

(人)

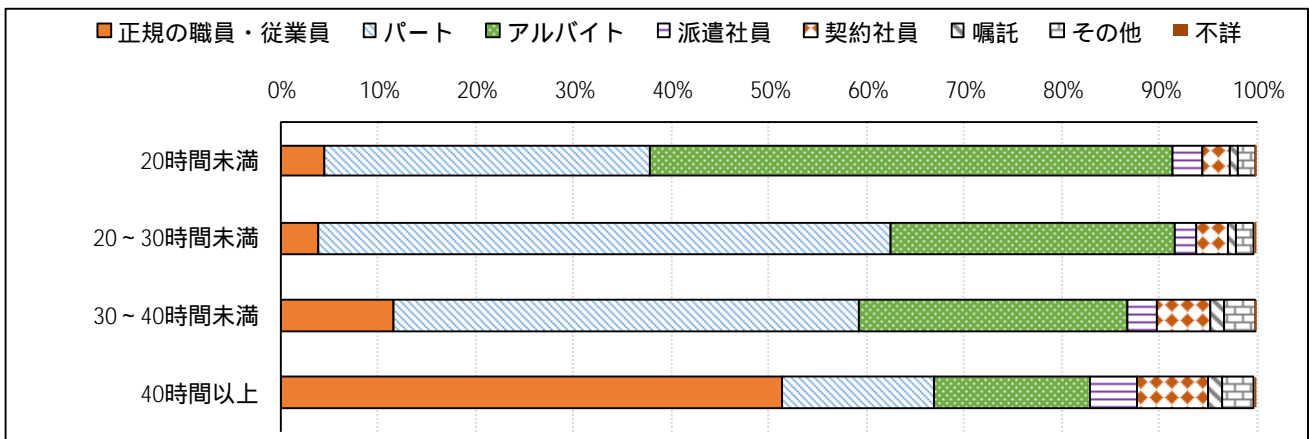
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
一般常雇者 (契約期間の定めなし)	148,082	286,086	349,148	35,718	380,079	273,054	141,762	1,613,931
一般常雇者 (契約期間が1年以上)	70,354	53,505	111,367	10,222	168,357	114,266	48,108	576,180
1月以上1年未満の契約の雇用者	152,629	38,792	147,677	10,360	198,605	152,558	68,122	768,743

勤め先での呼称

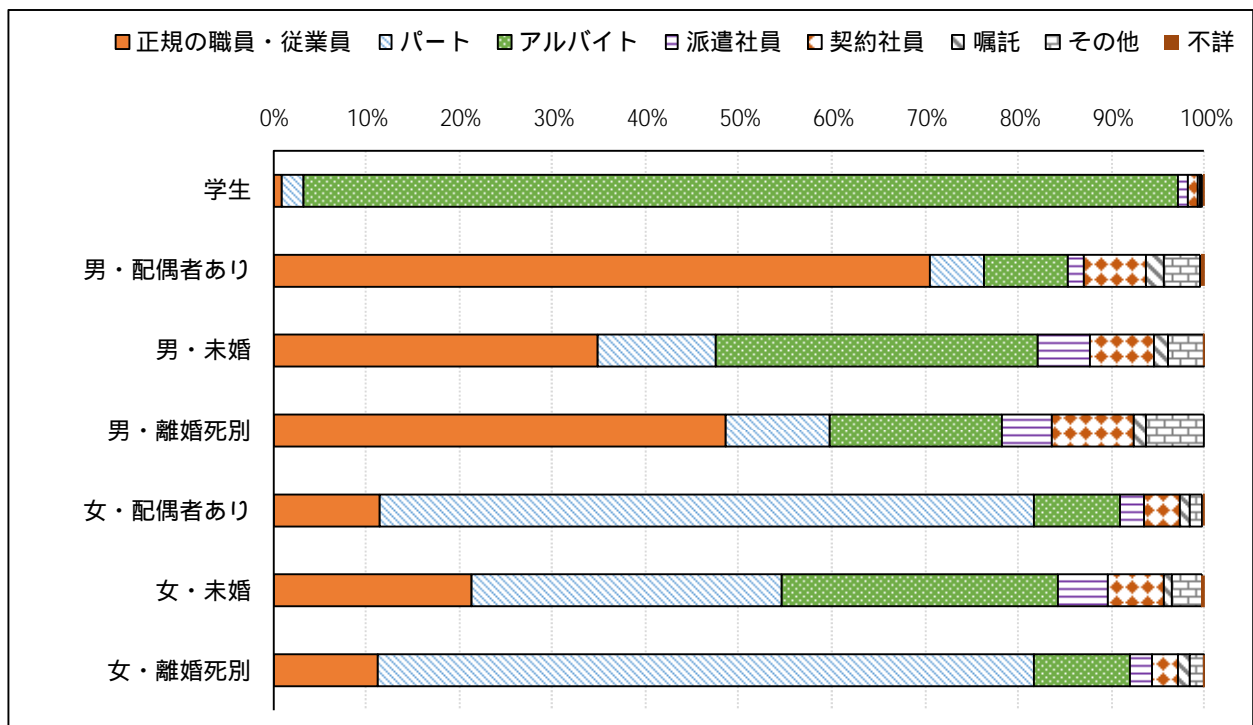
週実労働時間別に勤め先での呼称をみると、労働時間40時間以上の者については半数が正社員として就労している (図表 21 - 1)。

また、基本属性別にみた場合には、配偶者ありの男性について約7割が「正規の職員・従業員」であることが特徴的である。また、学生だけでなく、未婚者についても「アルバイト」である者が3割程度おり、未婚者の一部については学生と類似した就労状況にあることも考えられる (図表 21 - 2)。

(図表 21 - 1) 週実労働時間別 国年 1 号 (雇用者) の勤め先での呼称



(図表 21 - 2) 基本属性別 国年 1 号 (雇用者) の勤め先での呼称



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
正規の職員・従業員	31,270,146	24,356,109	46,643,502	501,037,778	136,269,007	739,576,542
パート	231,234,205	378,192,124	194,459,463	150,154,185	47,488,189	1,001,528,166
アルバイト	370,190,469	186,130,653	111,431,763	156,236,511	34,225,336	858,214,732
派遣社員	21,399,861	14,900,405	12,015,751	46,746,647	5,468,129	100,530,793
契約社員	20,305,703	20,619,550	22,165,625	71,891,986	11,381,951	146,364,815
嘱託	4,916,632	5,675,097	5,822,322	14,438,215	3,484,125	34,336,391
その他	12,561,596	11,844,666	12,980,983	31,546,762	3,716,250	72,650,257
不詳	1,085,804	1,508,473	764,035	2,091,597	201,799	5,651,708

(人)

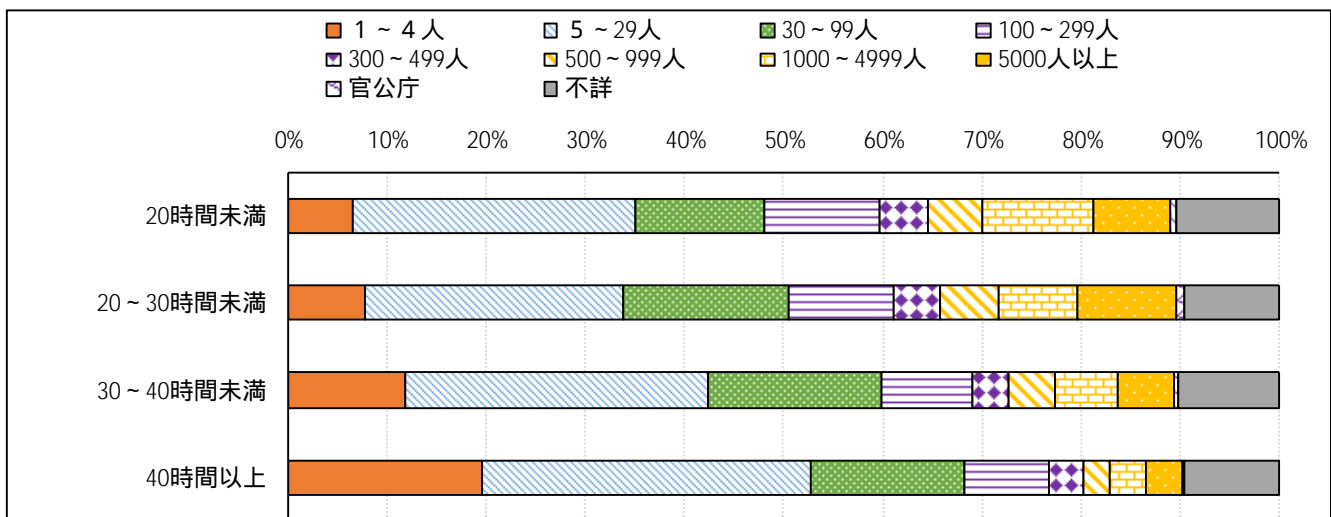
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
正規の職員・従業員	3,770	267,022	211,523	27,415	85,325	115,564	28,957	739,577
パート	8,568	22,156	77,320	6,298	525,556	179,729	181,900	1,001,528
アルバイト	348,240	33,809	210,792	10,356	68,487	159,911	26,619	858,215
派遣社員	3,669	6,414	33,401	3,068	19,633	28,421	5,925	100,531
契約社員	4,436	25,297	42,768	4,875	28,713	32,839	7,436	146,365
嘱託	618	7,571	8,688	725	8,638	4,649	3,447	34,336
その他	1,247	14,777	23,391	3,561	9,030	17,138	3,507	72,650
不詳	517	1,338	309	0	1,659	1,628	202	5,652

企業規模

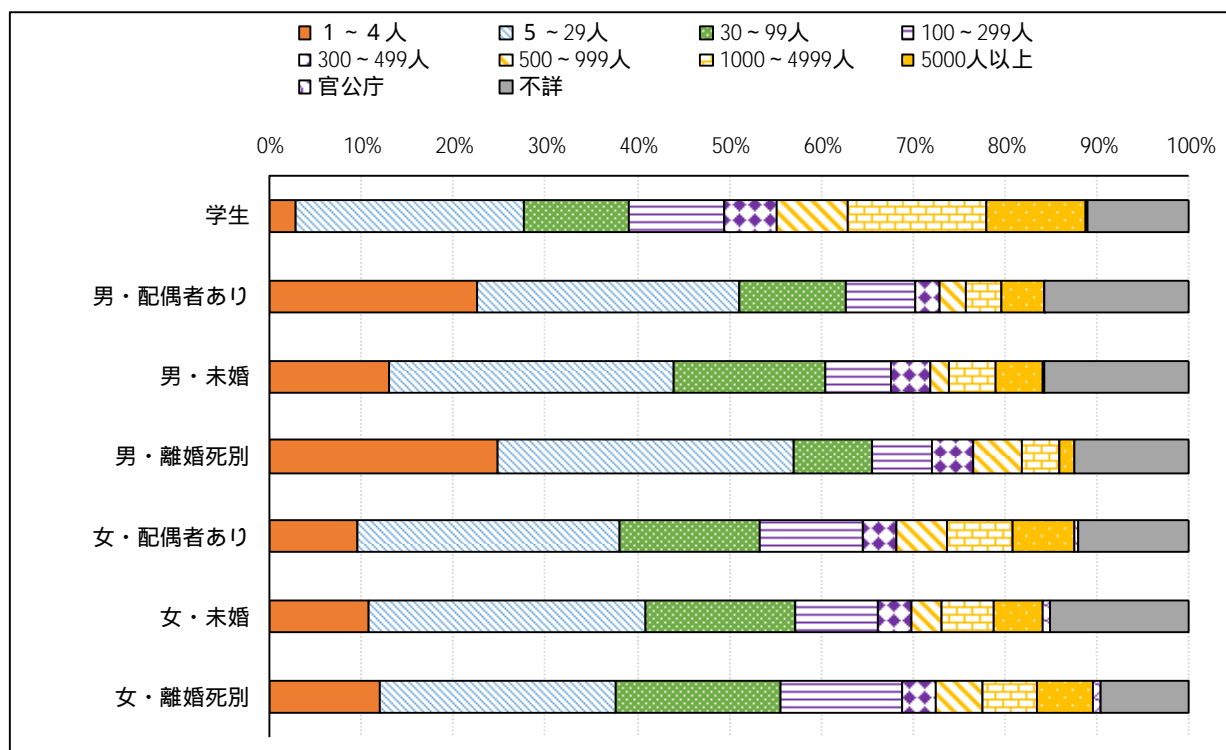
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者の勤め先の企業規模をみると、労働時間が長い者ほど、規模の小さい企業に勤務する者の割合が高まり、週実労働時間 40 時間以上の者については約 2 割が 5 人未満の企業で勤務している。この背景には、個人事業所の一部(従業員 5 人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、厚生年金の強制適用事業所ではなく、事業主が任意で適用事業所とならない限り、フルタイムで就労する場合であっても厚生年金に加入できないことがあるとみられる(図表 22 - 1)。

一方、基本属性別にみると、配偶者ありの男性、及び、離婚死別を経験した男性について、規模の小さい企業に勤務する者の割合が高い(図表 22 - 2)。

(図表 22 - 1) 週実労働時間別 国年 1 号 (雇用者) の勤め先の企業規模



(図表 22 - 2) 週実労働時間別 国年 1 号 (雇用者) の勤め先の企業規模



(集計結果)

(人)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳	合計
1～4人	45,729	50,102	48,004	190,328	14,171	348,334
5～29人	196,626	167,865	124,514	323,078	36,530	848,614
30～99人	90,879	107,475	70,734	151,043	18,292	438,424
100～299人	80,567	68,129	37,472	83,048	13,462	282,678
300～499人	34,305	29,769	14,753	33,873	3,076	115,776
500～999人	37,451	37,804	18,869	25,697	7,294	127,115
1000～4999人	77,271	50,773	25,599	35,465	11,814	200,923
5000人以上	54,152	64,427	23,720	36,138	5,844	184,280
官公庁	4,054	4,749	1,459	2,151	50	12,463
不詳	71,931	62,133	41,159	93,323	131,702	400,248

(人)

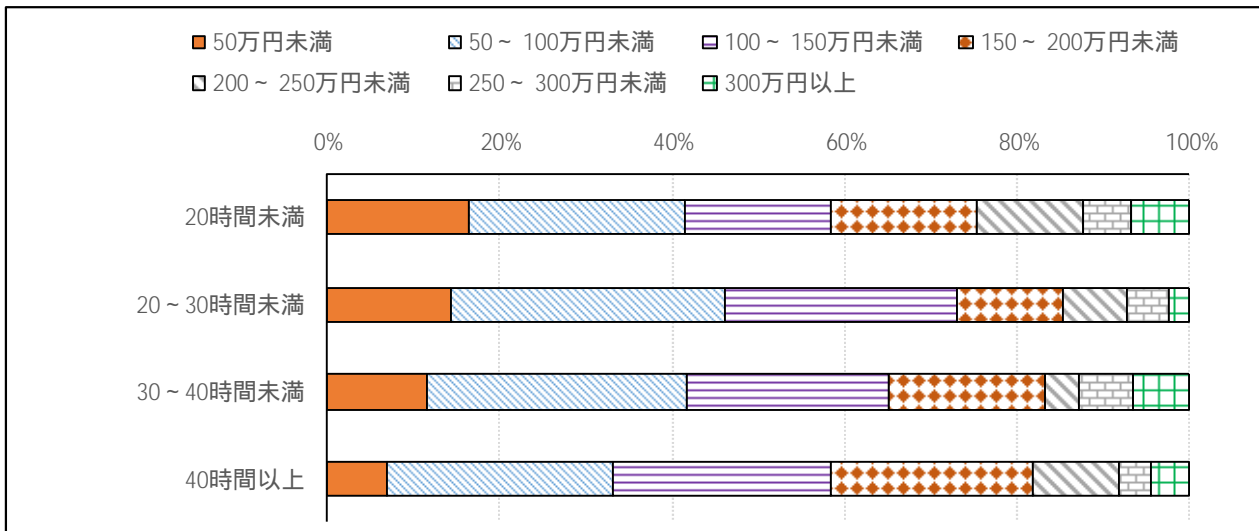
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別	合計
1～4人	10,094	85,532	78,891	13,919	70,801	58,269	30,828	348,334
5～29人	92,477	107,795	188,921	18,117	212,948	162,034	66,321	848,614
30～99人	42,169	43,574	99,319	4,896	114,175	88,066	46,224	438,424
100～299人	38,668	29,124	44,162	3,652	83,519	49,254	34,299	282,678
300～499人	21,157	9,531	25,217	2,533	28,473	19,494	9,369	115,776
500～999人	28,424	10,703	12,985	2,988	41,034	17,705	13,276	127,115
1000～4999人	56,221	14,686	30,226	2,279	51,985	30,795	14,731	200,923
5000人以上	39,824	17,590	31,075	920	50,471	28,459	15,941	184,280
官公庁	1,375	472	1,196	0	3,548	3,707	2,165	12,463
不詳	40,655	59,376	96,200	6,997	90,087	82,095	24,838	400,248

(4) 世帯の経済状況

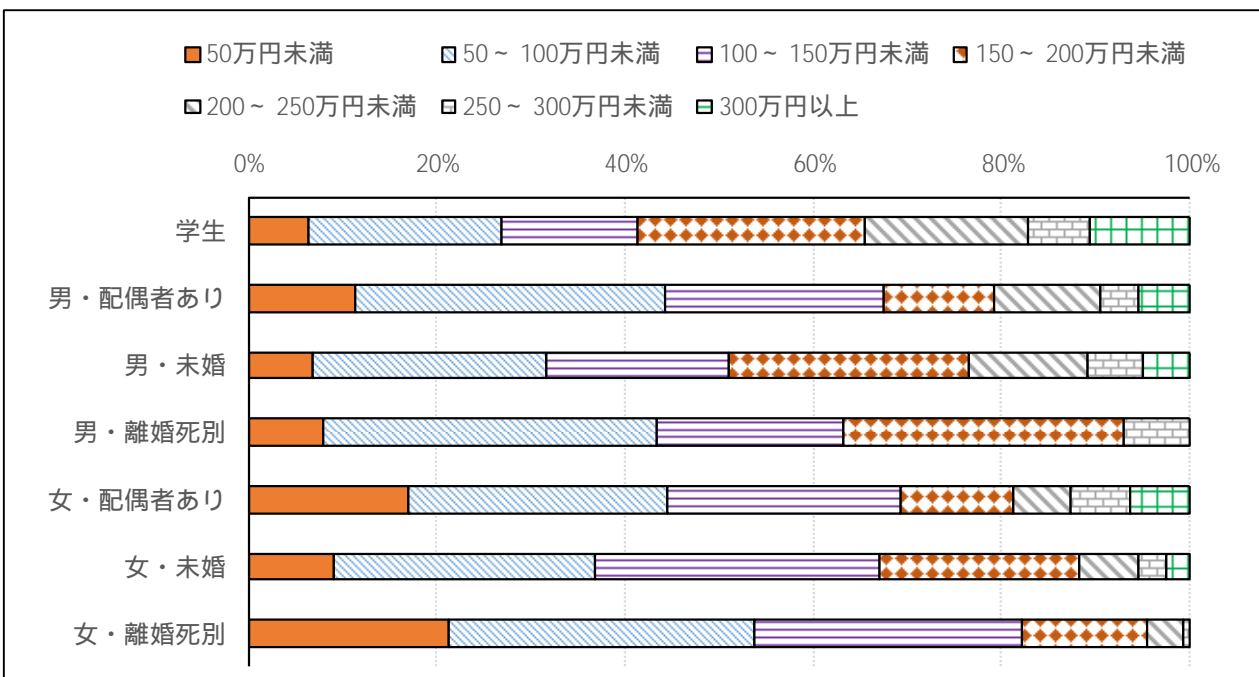
所得の状況

週実労働時間別及び基本属性別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の一人当たり平均可処分所得(調査の前年分)をみると、労働時間が短い者、離婚や死別を経験した女性、配偶者のある者等で特に低い傾向にある(図表23-1、23-2)。

(図表23-1) 週労働時間別 国年1号(雇用者)が属する世帯の平均可処分所得



(図表23-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)が属する世帯の平均可処分所得



(集計結果)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
50万円未満	16%	14%	12%	7%	11%
50～100万円未満	25%	32%	30%	26%	23%
100～150	17%	27%	23%	25%	29%
150～200	17%	12%	18%	23%	19%
200～250	12%	7%	4%	10%	9%
250～300	6%	5%	6%	4%	3%
300～350	2%	1%	4%	1%	2%
350～400	2%	1%	0%	0%	2%
400～450	0%	0%	0%	0%	0%
450～500	2%	0%	1%	1%	1%
500～600	0%	0%	0%	1%	1%
600～700	0%	0%	0%	1%	0%
700～800	0%	0%	1%	0%	0%
800～900	1%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	1%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

(不詳を除いて集計している)

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
50万円未満	6%	11%	7%	8%	17%	9%	21%
50～100万円未満	21%	33%	25%	35%	27%	28%	33%
100～150	14%	23%	19%	20%	25%	30%	28%
150～200	24%	12%	26%	30%	12%	21%	13%
200～250	17%	11%	13%	0%	6%	6%	4%
250～300	7%	4%	6%	7%	6%	3%	1%
300～350	4%	1%	3%	0%	3%	1%	0%
350～400	3%	0%	0%	0%	1%	1%	0%
400～450	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
450～500	3%	2%	0%	0%	1%	1%	0%
500～600	0%	1%	2%	0%	1%	0%	0%
600～700	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
700～800	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%
800～900	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
900～1000	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1000万円以上	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

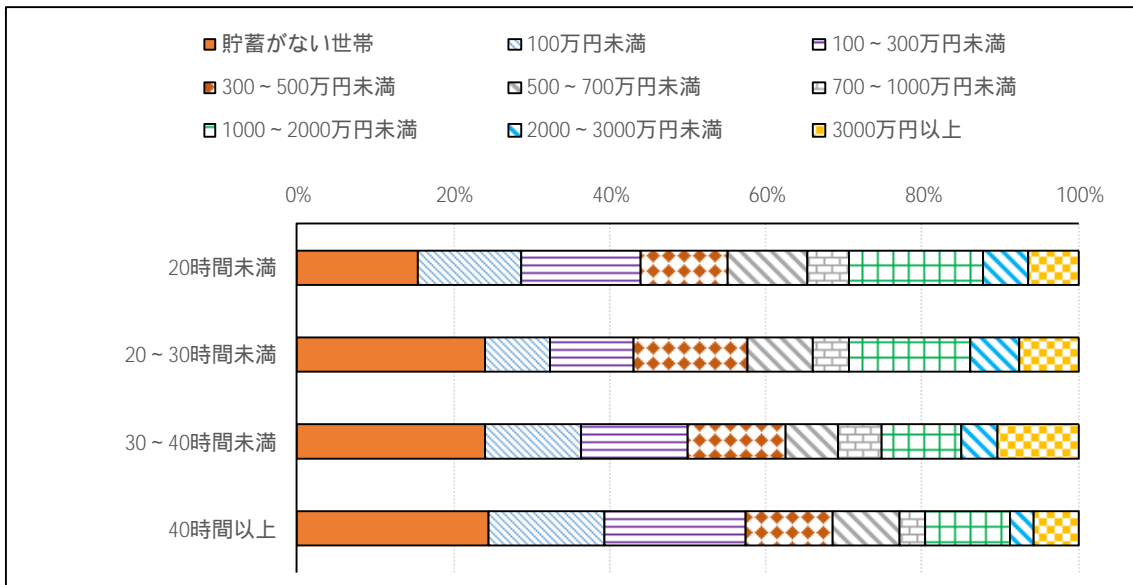
(不詳を除いて集計している)

貯蓄の状況

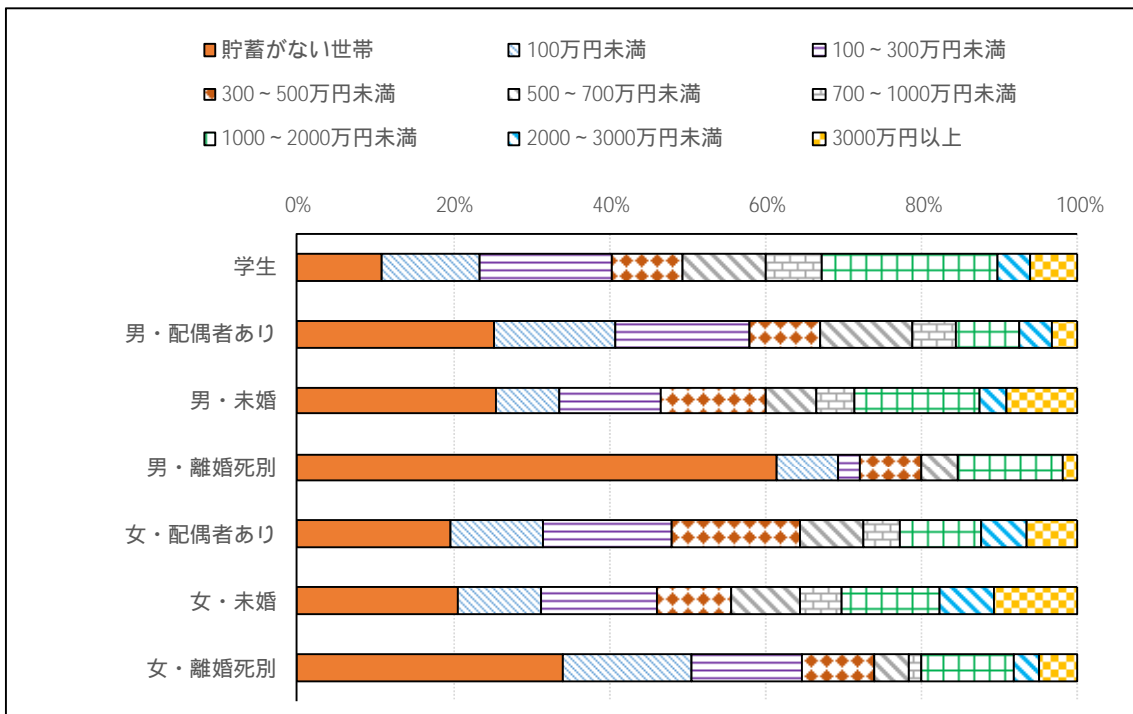
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の貯蓄現在高をみると、労働時間が長い者が属する世帯ほど、「貯蓄がない世帯」や、「100万円未満」、「100～300万円未満」といった貯蓄が少ない世帯の割合が高い(図表24-1)。

一方、基本属性別にみた場合、死別や離別を経験した者で「貯蓄がない世帯」の割合が特に高い。また、学生以外の基本属性については、いずれも「貯蓄なし」の割合が、国民年金第2号被保険者が属する世帯の貯蓄状況の分布と比べて高い(図表13、24-2)。

(図表24-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の貯蓄現在高



(図表24-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の貯蓄現在高



(集計結果)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
貯蓄がない世帯	16%	24%	24%	24%	30%
50万円未満	8%	6%	9%	9%	5%
50～100万円未満	5%	3%	4%	6%	3%
100～200	8%	7%	9%	11%	9%
200～300	8%	4%	5%	7%	9%
300～400	7%	11%	6%	8%	2%
400～500	4%	4%	7%	3%	4%
500～700	10%	8%	7%	9%	7%
700～1000	5%	5%	6%	3%	8%
1000～1500	12%	11%	8%	6%	10%
1500～2000	5%	5%	2%	4%	3%
2000～3000	6%	6%	5%	3%	5%
3000万円以上	6%	8%	10%	6%	7%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

(不詳を除いて集計している)

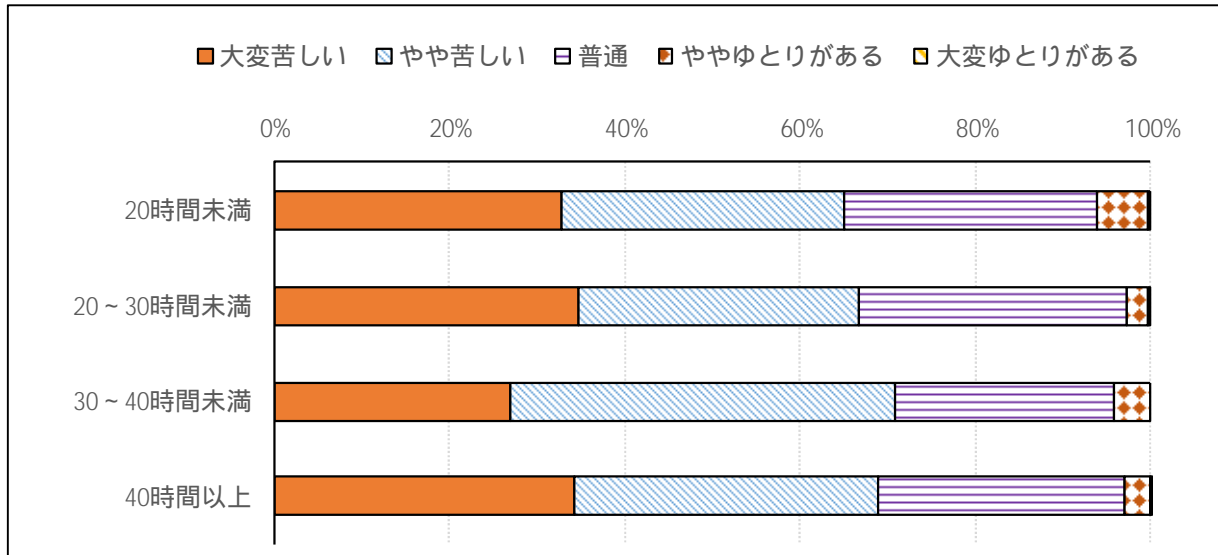
	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
貯蓄がない世帯	11%	25%	25%	61%	20%	21%	34%
50万円未満	10%	9%	6%	5%	5%	8%	12%
50～100万円未満	3%	6%	3%	2%	7%	3%	4%
100～200	9%	12%	8%	3%	8%	10%	6%
200～300	8%	5%	5%	0%	8%	5%	8%
300～400	6%	6%	8%	2%	11%	6%	7%
400～500	3%	3%	5%	6%	6%	3%	2%
500～700	11%	12%	7%	5%	8%	9%	4%
700～1000	7%	6%	5%	0%	4%	5%	2%
1000～1500	20%	6%	9%	13%	7%	8%	8%
1500～2000	3%	2%	7%	0%	3%	5%	4%
2000～3000	4%	4%	3%	0%	6%	7%	3%
3000万円以上	6%	3%	9%	2%	6%	11%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

生活意識

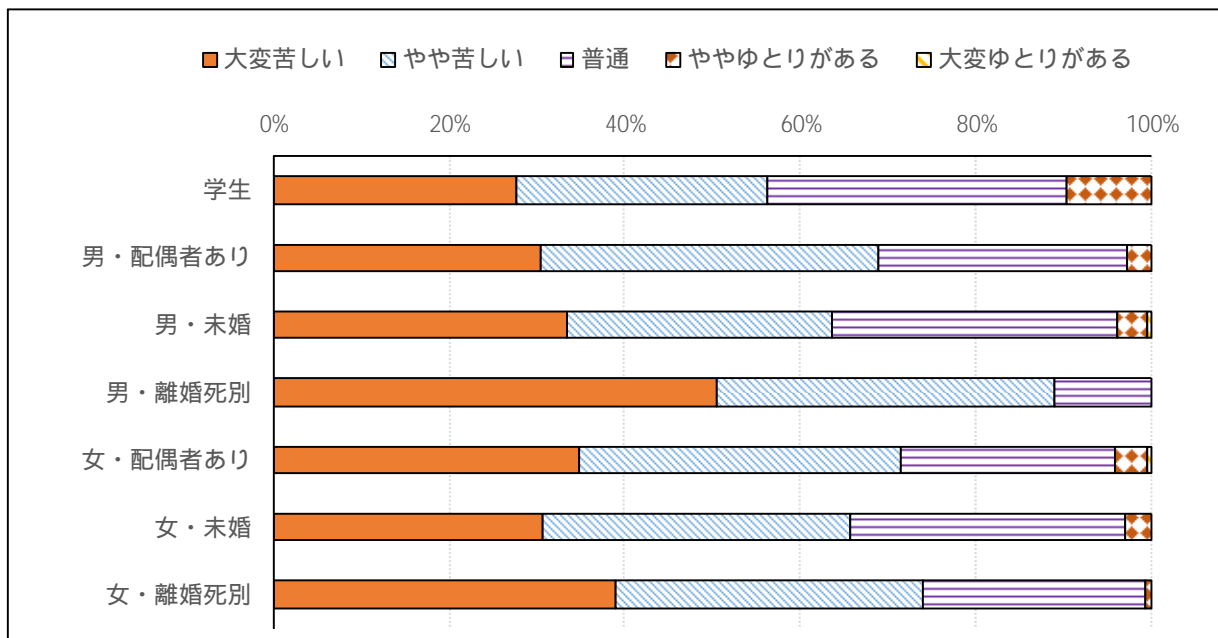
週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第1号被保険者が属する世帯の生活意識をみると、労働時間による明確な傾向はない(図表25-1)。

一方、基本属性別にみた場合、死別や離別を経験した者で「大変苦しい」とする回答の割合が特に高いという、貯蓄現在高と同様の傾向が見られる。また、いずれの基本属性の場合も、「大変苦しい」とする割合は、国民年金第2号被保険者が属する世帯の生活意識の分布と比べて高い(図表14、図表25-2)。

(図表25-1) 週実労働時間別 国年1号(雇用者)の生活意識



(図表25-2) 基本属性別 国年1号(雇用者)の生活意識



(集計結果)

	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上	不詳
大変苦しい	33%	35%	27%	34%	35%
やや苦しい	32%	32%	44%	35%	31%
普通	29%	30%	25%	28%	32%
ややゆとりがある	6%	3%	4%	3%	2%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

	学生	男・配偶者あり	男・未婚	男・離婚死別	女・配偶者あり	女・未婚	女・離婚死別
大変苦しい	28%	30%	34%	50%	35%	31%	39%
やや苦しい	29%	39%	30%	39%	37%	35%	35%
普通	34%	28%	32%	11%	24%	32%	26%
ややゆとりがある	10%	3%	4%	0%	4%	3%	1%
大変ゆとりがある	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4. おわりに

本稿では、平成 28 年国民生活基礎調査を活用して、今後の公的年金制度の検討において参考となるデータを提供する観点から、雇用者でありながら国民年金第 1 号被保険者となっている者に焦点を当て、その属性や就労状況、及び、その者が属する世帯の経済状況について基礎的なデータの整理を行った。

まず、第 2 章では、他の公的年金加入状況にある者と比較しつつ、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の一般的な特徴を確認した。

集計の結果、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の属性については、国民年金第 2 号被保険者と比べて、女性、また、未婚者や死別・離別を経験した者、学生がより高い割合で含まれる、約 4 割が世帯における最多所得者であることなどが確認された(図表 3、図表 6)。

また、就労の状況については、厚生年金の加入要件を満たす可能性が高まる週実労働時間 30 時間以上の者が約半数を占める、非正規就労が約 3 / 4 を占めるものの、正規就労の者も約 1 / 4 の割合で存在する、零細企業で就労する者の割合が高いことなどが明らかとなった(図表 7、図表 10、図表 11)。

更に、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者が属する世帯の経済状況については、国民年金第 2 号被保険者と比べて、一人当たりの平均可処分所得が少ない世帯が多い、貯蓄がない世帯が約 1 / 4 を占め、貯蓄がないまたは少ない世帯が多い、主観的な生活意識について「大変苦しい」とする割合が高いことが分かった(図表 12、図表 13、図表 14)。

続いて、第 3 章では、基本属性(在学の状況、性別、配偶者の状況)別、及び、週実労働時間別に、雇用者として働く国民年金第 1 号被保険者の状況を確認した。

集計の結果、まず、週実労働時間別と基本属性の関係については、週 20 時間未満就労の者は学生や配偶者ありの女性を中心である一方、週 20～40 時間未満では未婚者や死別・離別を経験した者の割合が高まり、更に週 40 時間以上では配偶者ありを含めた男性が中心となることが分かった(図表 15)。

また、最多所得者が否かについて、週実労働時間が長い者ほど最多所得者である割合が高く、週 40 時間以上では過半数が最多所得者である、基本属性別には、配偶者ありの男性のほか、離婚や死別を経験した者について最多所得者である割合が高いことが確認された(図表 18)。

就労の状況については、週実労働時間が 40 時間以上の者の過半数、また、配偶者ありの男性の 7 割が正規就労である一方、より労働時間が短い者や、女性や未婚者については非正規就労の割合が高い、◎週実労働時間が 40 時間以上の者の中には特に零細企業に勤務する者の割合が高いことなどが分かった(図表 21、図表 22)。

最後に、世帯の経済状況については、週実労働時間が長い者が属する世帯ほど貯蓄なしや貯蓄が少ない世帯の割合が高い、基本属性別には離婚や死別を経験した者について特に貯蓄なしの世帯が多い、

生活意識は、週実労働時間による明確な傾向は見られない一方、基本属性別には離婚や死別を経験した者について「大変苦しい」とする回答の割合が高いことが確認された(図表 24、図表 25)。

今回の集計結果から得られる示唆のうち特に重要なのは、雇用者として働いているにも関わらず国民年金第 1 号被保険者となっている者について、全体としてより充実した保障の必要性を裏付けるだけでなく、特にその必要性が高い者を明らかにしている点である。

具体的には、より労働時間の長い者については、世帯においてより重要な経済的役割を担っている一方、その世帯は貯蓄が無いまたは少ないといった厳しい経済状況にあることが明らかとなっており、このことはその者に対して厚生年金を適用することで、その生活の安定を図ることの重要性を示唆していると言えるであろう。

厚生年金の適用対象については、適用事業所において、週労働時間及月労働日数が通常の労働者の3/4以上の者となっており、現在、これに加えて、週労働時間が20時間以上等の一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が進められているところである。

上記の観点からは、短時間労働者に対する適用拡大だけでなく、厚生年金の適用事業所の範囲についても着実に拡大していく必要がある。現在、一部の個人事業所(従業員5人未満の事業所、及び、飲食サービス業・理美容業等の特定の業種の事業所)については、法律上、厚生年金の適用事業所となる義務がない状態にあり、こうした非適用事業所に雇用されている者については、たとえフルタイムで就労する場合でも厚生年金に加入できない状態にあるが、こうした状態は早急に是正される必要がある。あわせて、法律上は適用事業所であるにも関わらず、違法に適用を逃れている事業所(未適用事業所)については、現在、国税庁からの情報提供も得ながら、重点的に対策が進められているところであるが、こうした取り組みを今後も着実に進めていくことが重要である。

また、短時間労働者に対する適用拡大においても、将来的には週労働時間が20時間未満の者についても検討課題になる可能性があるが、まずは、より労働時間の長い週労働時間20時間以上の者について優先的に適用拡大を図っていく必要があるであろう。